

議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年9月20日(金曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	堀修君	企画課長	高橋務君
産業課長	佐藤啓之君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	中川三彦君	町民課長	高橋晃弘君
会計管理者	佐藤光弥君	教育長	那須栄一君
教育委員会	高橋善之君	農業委員会	佐藤重一君
教育課長		会長代理	
選挙管理委員会	畠中昭二君	代表監査委員	金野周悦君
委			
員			

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林工リ 書記 瀧口めぐみ

☆

決算審査特別委員会

委員長(齋藤武君) おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時)

委員長(齋藤武君) 上衣は自由にしてください。

9月13日の本会議において、決算審査特別委員長に指名されました。何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員として本宮副町長が公務のため午前中欠席、佐藤充農業委員会会長が所用により欠席のため、佐藤重一会長代理が出席、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、畠中昭二委員が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、認第1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第4号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第5号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第6号 平成30年度遊佐町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算、認第7号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算の以上7件であります。

お諮りいたします。7件を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(齋藤 武君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

なお、討論、採決については各議案ごとにそれぞれ行うことといたします。

直ちに審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) おはようございます。何分初めての決算審議ということでございますので、質問等が拙いものもあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、早速質問いたします。私のほうからは、一般会計の部分で質問いたしますが、ページ、決算事項別明細書の28ページです。28ページ、8目企画費から何点が質問いたします。よろしくお願ひします。8目企画費のまずは13節委託費の空き家活用住宅管理委託料25万3,560円ということなのですが、これは具体的にどういうことなのでしょう。まずは教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えいたします。

この空き家活用住宅管理委託料につきましては、町内の広野と布倉に整備しております、いわゆるお試し住宅という建物2棟に係る管理委託料になります。ここについては、お試し住宅ということで移住に際して遊佐町での暮らしを体験していただくと、そういう趣旨で確保しておる住宅でありますので、日常的な管理につきまして地元の皆さん、あるいはNPO法人いなか暮らし応援団、ここに管理を委託しておりますけれども、その委託料というふうなことでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) ありがとうございます。わかりました。お試し住宅の年間の管理の経費ということとで認識いたしました。

続きまして、14節になります。14節使用料及び賃借料の部分の今度は空き家活用住宅賃借料82万5,000円というのがあるのですけれども、これはどういう内容なのでしょう。教えていただきたいと思ひます。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

この項目につきましては、町が10年間空き家を所有者から借り上げて移住者に貸し出すものというふうな物件のいわゆる賃借料ということで、家主の所有者の方にお支払いをしている賃借料になります。金額としては、固定資産税相当額を賃借料としてお支払いをしているというもので、件数としては13件ございます。先ほどのお試し住宅もこの中に含んでおりまして、全部で13件の固定資産税相当額に対する賃借料というふうなことになります。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) ちょっと重ねてお聞きいたしますが、では現在貸し出しできる住宅が13軒あると

いう認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

貸し出しをしている住宅につきましては10軒というふうになります。残り3軒につきましては、先ほどのお試し住宅2棟と、あとは地域おこし店舗ということでわだやの建物になります。この10棟につきましては、現在全て利用中というふうなことでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。ありがとうございました。認識いたしました。

それでは、続きまして16節です。原材料費の今回は空き家再生用原材料費58万964円なのですけれども、私の感覚で恐縮ですが、この流れで行くと、こういうのにかかったものに対する何か原材料なのかなという認識でおるのですが、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この原材料費につきましては、空き家再生地域おこし事業ということで、DIY講座に使用した原材料ということでございます。DIY講座につきましては、町内の職人の皆さんからご指導いただいて、若い皆さんが講座でいろいろこの住宅の改修等について学んでいくというふうなときに、そういったときの原材料ということで塗料、コーキング剤、塩ビ板、ベニヤ板、木材、くぎ、こういったものに使用しているものです。施工物件につきましては、先日オープンをしました駅前一区にありますパン屋さんの施工に使ったところでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。ありがとうございました。これは、空き家地域おこし事業のほうに拋出をした金額だということでございますね。ありがとうございます。

続きましては、今度は同じ節の次のページ、30ページになりますが、今度は定住住宅空き家利活用事業補助金793万8,000円ということなのですが、これについてはちょっとお教えいただきたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

これにつきましては、町で借り上げた空き家をリフォームして賃貸に出すという場合に、建物の改修に係る費用について補助をしたものであります。793万8,000円、内訳としましては宿町五の物件に対して396万6,000円、六日町の物件に対して394万2,000円、これを支出をしたものでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） これが完了すると先ほどの例えば賃貸、お貸しできるような状態になるという認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今ご質問あったとおり、リフォームしたものを移住者に貸し出すということで先ほどの、大家さんには町として固定資産税相当額をお支払いをするというふうな事業になります。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。わかりました。そういう流れになるということで認識をいたしました。

それでは、続きまして同じ節のちょっと下、移住推進空き家利活用支援事業補助金101万5,000円、これはどういうことでしょうか。教えていただきたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

移住推進空き家利活用支援事業補助金101万5,000円につきましては、空き家バンクに登録された物件を購入または賃貸で借りた場合に、その物件を改修が必要ということで改修した場合の工事費の一部を補助をするというふうになってございます。補助率が事業費の2分の1から6分の1ということで、これは購入と賃貸で若干補助率を変えているということでありまして、上限が20万円にしております。30年度の場合、8件に補助をしているというふうなことでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） すみません。ちょっとわかりづらかったので、もう一度お尋ねいたしますが、この移住推進空き家利活用支援事業補助金、上限20万円、これが例えば活用しました、活用できるとどういう段階になるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） この場合は、空き家バンクに登録された物件を購入をされる、あるいは賃貸で借りるといったような場合で、やはりここ改修が必要だというふうなことで工事をされた場合に補助をするというふうな内容になります。上限20万円ですけれども、快適な状態で使っていただきたいというふうなことでこういった補助制度を設けたというふうなことでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。理解いたしました。そういうことでございますね。

続いて、次のページです。31ページの空き家再生地域おこし事業補助金というのがございますが、これは先ほどの原材費で出ておりました地域おこしのほうの部分で落としている補助金ということでしょうか。説明を求めたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

これにつきましては、地域おこしに資する店舗ということで昨年度整備をしました駅前一区のパン屋さんの、いわゆる建設事業者をお願いをして改修をいただいた分の補助金というふうになっております。こういったものについても町が10年間借り上げをして希望者に貸し出しをすると、そういった事業になってございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。わかりました。これは店舗のほうなのですね。

続いて、ちょっと下のほうに同じく空き家再生活用店舗家賃補助金というのがあるのですが、この流れで行きますと、これは開店、開業した店舗に対する家賃補助というストレートな認識でよろしいかと思うのですが、間違いございませんでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

これにつきましては、ご質問にあったとおり、地域おこし活用店舗、いわゆる空き家活用ということで店舗をつくった場合、それを経営するという移住者に対して家賃を補助するというふうな事業になります。これは、わだやさんの分で30年の5月からの補助金というふうになります。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。理解いたしました。

私これを見まして、やはり空き家というキーワードだけでこれだけのものがあるということ認識をしたわけではありますが、移住に関しては遊佐町というのはトップランナーだと言われておりますので、こういったことを常にやっているという結果がそういうものに結びついているのだなというふうに認識しております。最初からこれがあったとは到底思えないので、要するに事業をやりながら足りないところ、あったらいいなというところをやっぱり考えながら行ってきた結果なのだろうと思うのです。何が言いたいかといいますと、やっぱりとめるといふか、足をとめてしまうと、やはりこれでいいということではなくて、空き家のこのキーワードに関してはもっともっと要はふえていく可能性というのがあるのではないかなというふうに思います。やはりやりながら足りない部分が、ここがこうだったらいいというところはこれからもどんどん、どんどん出てくる可能性はあると思いますので、それに対してもこれからもしっかり情報をキャッチしながら対応していただきたいというふうに思いましたので、ちょっと確認ということでもないのですけれども、空き家についてちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。理解いたしました。

それでは、続きましてちょっと戻ります。

（何事か声あり）

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

空き家再生地域おこし店舗の事業につきましては、一応今年度で終了というふうにしておりますけれども、やはり今あったように次の手をとるというふうなことで考えてございます。しっかり状況を踏まえながら移住、定住の促進につながる施策を今後も継続をしていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。ぜひしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

それでは、改めましてちょっと戻ります。28ページです。同じく8目企画費、8節のふるさとづくり寄付金返礼品で1億1,418万1,140円、これは必ずふるさと納税に対する返礼品の経費という認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今ご質問にあったとおり、ふるさと返礼品に係る昨年度の金額ということでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） それで、遊佐町、返礼品については、全国的に見ますと過度なものであるとかいろいろ取り沙汰されておりますが、当町の返礼品の内容といたしますが、どういったものがあるって、どれが人気があるってみたい、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

返礼品につきましては、町内事業所あるいは町内産品を加工していただいている事業者、こういったところにお声がけ等させていただきながら実施をしているところであります。返礼品につきましては約220品目ほどございます。その中で人気があるというものでいきますと赤肉メロン、それから庄内柿、米といったところが一番多いというところでございます。その次が牛肉等になってございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。びっくりしました、220品目もあるのだということで。これどうやって品目は決めておられるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在につきましては、2月から3月にかけてこの提供いただいている事業者へ更新の確認をさせていただいております。1年に1回定期的に更新の確認をしているということでございます。さらに、新規につきましては随時受け付けをしております。当然ふるさと納税のこういった事業につきましてはかなり周知も図られておりますので、提供の希望については随時受け付けているというふうなことです。それから、あとは産業創造係から情報をいただきまして、まちづくり支援係で事業所を訪問して参加しませんかというふうなお誘いをする場合もあるというふうなことでございます。今年度の場合ですけれども、今年度は41事業所から先ほど言いましたとおり220品目を超える品物を提供いただいているというようなことでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。要するに既存のものについては、大体2月から3月、年度末にかけて更新をかけていくと。いわゆる新しいものについては随時ということでございましたので、単純にこの時期に遊佐町の返礼品はこうですよという決定的なそういう時期はないと、新規については随時受け付けながらその品目の中に加えていくような流れの中で、ただし今までのものというか、既存のものについては年1回定期的にというお話でございました。それで、そういう認識で間違いございませんでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 今ご質問にあったとおりの内容で結構でございます。なお、昨年度は、言ってみればこういった募集について広報掲載をしなかったというふうなことでありますので、今年度については町の広報の掲載あるいはホームページの掲載等について、実施をしていきたいというふうな考えている

ところでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。ありがとうございました。これについては、やはり貴重な財源になっている部分もございますので、増収になればこれにこしたことはないにしても、やはり過度なものになりますと、返礼品が過度になってきますと問題になりますので、そこら辺重々気をつけておられると思いますけれども、注意をされながら増収になるように取り組んでいただければというふうに思っているところです。ありがとうございました。

続きましては、31ページに戻りまして、19節でございます。31ページ、19節、ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築助成金交付事業補助金895万4,000円になっているのですけれども、計上になっているのですが、これ青葉台の部分は、ちょっと私の勘違いなのかも、終わったということで話は聞いていたのですが、30年度何か動きがあったのでしょうかということで、ちょっと確認の意味で質問したいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

青葉台住宅団地の補助につきましては、昨年度3棟分について助成をしてございます。この3棟の助成によりまして、いわゆる住宅の分譲地であります区画、24区画につきましては全て完売をしたというふうな状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 私の認識の違いでございました。30年度で完了したという認識でよろしいですね。ありがとうございます。わかりました。

それでは、続きまして同じく31ページの25節にふるさと基金積立金というのが6,800万円ほど載っておりますけれども、まずはちょっとふるさと基金についての説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

これにつきましては、平成30年度のふるさとづくり寄附金事業で寄附をいただいた金額から、先ほど委員から質問ありました返礼品、それから送料、あと事務的な経費等々を引いた金額の残りを積み立て基金として積み立てさせていただいたものでございます。3月補正の段階の数字でございますので、最終的な数字ではございませんけれども、寄附額が2億2,436万9,000円、これから執行見込み額、事務的な経費等々、これが1億5,627万9,000円ということで、差し引きの約6,800万円を基金として積み立てたということでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。ありがとうございます。

それで、ちょっとこれも確認なのですが、事項明細書の150ページに一般会計所属基金の一覧表みたいなのが載っているのですが、その中の遊佐町ふるさと基金、前年度末が1億2,644万円で決算年度が7,444万円、5,200万円三角になっておりまして、この6,800万円はこの7,400万円に含まれているという認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

ふるさと基金の内容ということでありますけれども、今委員がおっしゃられましたとおり、前年度末現在高ということで平成29年度末の現在高が1億2,644万円ということであります。その基金、平成29年度末の残高のうち、平成30年度に歳入として1億2,000万円をふるさと基金繰入金として繰り入れております。これは、予算書の16ページになります。16ページの上のほうにあります6目のふるさと基金繰入金という項目、ここに1億2,000万円をふるさと基金繰入金として歳入として入れていると。そして、歳出として、先ほど説明しましたとおり、6,800万円を基金として積み立てておりますので、その差額が150ページの、マイナスの5,200万円という数字が出ておりますけれども、差し引き5,200万円のマイナスということで、その30年度末現在の残りがこの150ページにあります7,444万円が基金として残っているという内容でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。わかりました。理解をいたしましたので、これやっぱり基金はあったほうがいいというイメージが単純にあるので、使って戻してみたいな感覚になるかと思うのですが、そこら辺もうまくやりくりをしながらやっていていただきたいと思います。わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして事項別明細書の41ページでございます。41ページの1目児童福祉総務費の中の8節報償費の中にゆざっ子誕生祝金390万円、子育て世帯移住奨励金とすくすくゆざっ子支援金ということで3つ載っております。行政報告書の36ページに奨励金等支給状況というのがありまして、これの要は下2つの中身については載っておるのですが、一番上のほうのゆざっ子誕生祝金の部分の明細がわかりませんので、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

ゆざっ子誕生祝金390万円です。ゆざっ子誕生祝金につきましては、遊佐町でお生まれになった第1子、第2子の子供さんに対して5万円、第3子以降の子供さんに対しては10万円をお祝金としてお渡しするという制度でございます。ちなみに、平成30年度の決算におきましては、390万円の内訳でございますが、第1子、第2子の5万円の分が46人、それから第3子以降の10万円の部分は16人、合わせて62人ということになってございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。62名ということでございます。やっぱりもっと単純にふえるといいなというイメージでおりますが、なかなかこれはデリケートな部分でもございますので、しっかりサポートできることはサポートしていただければというふうに思います。

続きまして、41ページ、11節需用費のできれば消耗品と修繕、4万1,809円と16万7,400円、こちらのほうの内容というか、中身をお教えいただきたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

まず、消耗品につきましては4万1,809円、内容については事務用品と、それから遊佐児童遊園地管理用の砂利と肥料等を購入したという中身になっております。個別の詳細はちょっと手元にはございませんが、そのような中身になってございます。

それから、修繕料でございますが、16万7,400円、この内訳でございますが、これも児童遊園地の修繕でありまして、まず遊佐児童遊園地の遊具の修理が3万2,400円、それから排水路の修繕が2万1,600円。次に、蕨岡児童遊園地の遊具の修理が3万2,400円、同じく蕨岡の照明自動点滅器交換修繕ということで8万1,000円を支出してございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。児童遊園地ということだったのですが、これは町に何カ所、いわゆる児童遊園地というのは町に何カ所あるのでしょうか。普通のいわゆるそこら辺にあると言ったらあれなのですけれども、公園ありますよね。公園と種類が違うのか、そこら辺も含めて説明していただきたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

まず、児童遊園地でございますが、遊佐町には現在3つございます。ただいま申し上げました遊佐児童遊園地、社会福祉協議会の近所にあるところでございます。それから、蕨岡児童遊園地、これはまちづくりセンターの裏手のほうにあるところでございます。それから、比子児童遊園地ということで青塚の旧青山本邸の海寄りのほうにある、この3カ所が児童遊園地ということでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。それでは、例えばそこにあります中央公園みたいなところは管轄というか、所管が違うところで管理をしているという認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

遊園地あるいは公園と名がつくものにつきましては、いろいろな形態がございまして、ただいま委員がおっしゃいました中央公園につきましては、都市公園というふうなことに分類される公園でございます。都市公園は、おっしゃるとおり所管が地域生活課ということになりますが、一応遊佐町内には5つございます。遊ぼつと吹浦児童公園、これ児童公園という名がついておりますが、都市公園ということでございます。あと、白木の児童公園、ふれあい広場というのはゆうすいの前にあるところでございます。それから、中央公園ということでございます。

それから、河川公園というのが5つほどございまして、これも遊佐町内の河川敷にある公園でございます。これが5カ所ということで、そのほかに農村公園というのがございまして、これも5カ所ほどございます。それ以外にも宮山坂の公園とか三崎の公園とかという部分があるのですが、詳しくはそれぞれの所管のほうに聞いていただければと思います。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1 番 (本間知広君) ちょっと余計なことを聞いたような感じもいたしましたが、説明ありがとうございました。後で確認をいたします。ありがとうございました。

続きましては、13節委託料、一番下です。41ページが一番下、委託料。では、ちょっと確認いたします。施設管理委託料というのは39万1,740円、これ児童遊園地3カ所分の年間の管理料という認識でよろしいでしょうか。

委員長 (齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長 (中川三彦君) お答えを申し上げます。

おっしゃるとおり児童遊園地3カ所分の委託料でございます。

委員長 (齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番 (本間知広君) では、これはいわゆるランニングコスト的な考え方で毎年このぐらいの経費はかかっていますよという認識をいたしました。ありがとうございます。

問題はというか、ちょっとわからなかったのはその下なのです。計画策定実態調査業務委託料101万5,000円、これについて説明をお願いいたします。

委員長 (齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長 (中川三彦君) お答えを申し上げます。

計画策定実態調査業務委託料101万5,200円であります。この委託料につきましては、今年度第2期子ども・子育て支援事業計画を策定することになってございますが、そのためのニーズ調査というふうなことで平成30年度においてその対象となります未就学児童、小学生の親御さんを対象にしましてニーズ調査を実施したときの委託料という中身になっております。

委員長 (齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番 (本間知広君) これは、いつから行っている事業なのでしょうか。

委員長 (齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長 (中川三彦君) お答えをいたします。

今現在この子ども・子育て支援事業計画というのが第1期ということで、第1期の最終年ということになってございます、令和元年度が。ということで第1期子ども・子育て支援事業計画については、平成27年度を初年度としまして5年間の計画ということになります。なお、この計画策定実態調査業務委託料につきましては、平成30年度において委託期間としては平成30年の12月10日から平成31年の3月29日までの期間で実施をした事業でございます。

以上です。

委員長 (齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番 (本間知広君) わかりました。平成27年度から5年、この事業は5年周期でいわゆる策定をしながら、そういう5年サイクルでこれからも実施をしていくという認識でよろしいでしょうか。

委員長 (齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長 (中川三彦君) お答えいたします。

おっしゃるとおりでありまして、平成27年度から令和元年度までを第1期としまして現在計画が実施されておるわけでございますが、第2期計画としては令和2年度から令和6年度までというふうなことで計

画を策定して実施していくということになってございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 理解いたしました。これは、5年サイクルで常に意見を取り入れながら、よりよい政策ができるようにという認識をいたしました。ぜひ続けていただきたいと思います。

続きまして、42ページに行って19節の負担金補助及び交付金の部分のゆざっ子エンゼルサポート事業費補助金60万9,000円、これにつきましてもちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

ゆざっ子エンゼルサポート事業費補助金60万9,000円であります。こちらにつきましては、ゆざっ子エンゼルサポート事業という事業が平成28年度から実施をしている事業でございまして、いわゆる保育園、認定こども園の子供たちの保育料の無償化、減額をする事業でございまして、3歳以上の保育料につきまして、保護者の所得に応じてゼロ円もしくは5,000円ということで実施をする事業でありまして、28年度からですので、28、29、30、31と4年目を迎えてございます。この事業で私立幼稚園につきましては、これは該当者が1人おるわけですが、この私立幼稚園の分についてこの事業から1人分を補填をするということで、一度その幼稚園のほうに保育料を納めていただいたものをこの事業からバックするという形をとってございます。それが18万9,000円。それから、認定こども園の教育認定を受けている子供さんが10人いらっしゃるわけですが、この10人分の給食費に相当する分、こちらのほうをバックするというので42万円、合わせて60万9,000円ということで支出をしております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） いわゆる子育て世帯に対する、先ほどもちょっと質問いたしましたけれども、ゆざっ子誕生ですとか子育て世帯奨励金ですとかすくすくゆざっ子奨励金、そういったもの、いわゆる子育て世帯に対する手厚いサポートという認識でおるのですが、いわゆるよりよい子育て環境にということでの事業だと認識をしておりますので、そういった何かいいサポートがあれば、やっぱりどんどん事業化をしていって、やっていってもらって、やっぱり子育て世帯が移住とか、そういったもので集まってくればいいのかという気持ちでおるわけでございますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続いては、ちょっと飛びます。75ページです。75ページ、3目の消防施設費で11節需用費の部分です。3つございます。3項目ございまして、消耗品費、光熱水費、修繕費ということなのですが、これはいわゆる消防施設費ということですので、消防団に対する消耗品であったり、例えばポンプ小屋等の部分の光熱費、水道費だったり、同じくそういったものの修繕という認識でおるのですが、こういうことでよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

消耗品費60万2,081円あります。これにつきましては、委員おっしゃるとおり消防団のホース補修布ですとか消防用角型の水槽シート、あと塗装用のペンキ等々消耗品を購入した金額でございまして。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） これは、基本的に消防団のほうから要請があって、例えば修繕だとか消耗品だとかの部分については消防団のほうからの要請があってということではよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

要請といいますか、消防団との幹部会議等の会議等において要請があったものとして消耗品を購入させていただいているということでございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。わかりました。

続きまして、13節です。13節委託料、設計監理委託料ということですが、これは行政報告書の56ページに工事施工状況というのがあるのですけれども、これのどれかということで防火水槽なのかなという感じなのですけれども、ちょっと確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

委託料の設計監理委託料ということで101万5,200円であります。内訳につきましては、漆曽根地区の防火水槽工事、これの実設計の監理業務、これが49万6,800円、あとこれも同じく漆曽根地区の防火水槽地盤調査業務委託ということで51万8,400円かかっております。この合計が101万5,200円という内容でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 確認です。防火水槽整備、漆曽根の部分の経費ということでございました。わかりました。ありがとうございます。

それで、防火水槽については、要は毎年点検をして何か直したりなんだりということはしているのでしょうか。要は毎年かかる経費なのかということをご確認したいと思います。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

当然消防団と点検をしているわけでございますけれども、そこは計画的に補修をしながら整備をしているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ちょっと時間もございませんので、急いで聞きたいと思います。

それでは、続いて18節に備品購入費365万4,000円、小型動力ポンプ、続きまして5目の災害対策費、ページでいうと76ページの18節の備品購入費、小型動力ポンプ積載車購入費2,001万9,370円、これはこの行政報告書によると消防施設整備状況ということで56ページになりますけれども、同じくくりで載っているのですが、決算書になると分かれて載っているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

小型動力ポンプが消防施設費、それから消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車が災害対策費で予算化さ

れているという状況であります。ポンプそのものが消防施設費、それから車両関係については災害対策費という形で予算化されている状況であります。この経過については、資料が残っていないということではつきりはしないわけでありまして、消防費の予算関係の解説の中では、消防施設費には消防自動車、救急車などの購入、修理に要する経費、防火水槽、消火栓の設置、消防機関の設置、建物の設置、あとその修繕などの維持管理費などが計上されるというふうにあります。一方、災害対策費というのは、消防業務の一環として市町村では防災業務が大きな比重を占めていることから、目として災害対策費を設けている市町村も多いというふうにあります。なので、小型動力ポンプについても消防ポンプ車等についても基本的には消防施設費で計上することは可能でありますけれども、こういった予算の解説の趣旨から見ますと、小型動力ポンプが施設整備費である理由につきましても、小型ポンプ車は原則火災対応のためということで集落を基準に消防団の各班に配置されておりますので、局所的な配置という観点から施設整備費に計上しているということになります。一方、ポンプ車につきましても、災害対策費であるということについての理由につきましても、その車両の機動力を生かして全町的な災害対応が可能ということで、火災だけではなく水害、土砂災害等自然災害の危険のある本町においては、巡回等の幅広い防災活動が消防団に期待されているわけでありまして、そういった意味において災害対策費に計上されているのが適当ではないかということで予算措置をさせていただいているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 小型動力ポンプについては備品で、災害対策ということでの車両という位置づけということで認識をいたしました。わかりました。

やはり今災害というか、雨が降っただけで降り方によっては災害になるような時代になりましたので、消防団もいろいろ想定をしながら活動はしていることと思っておりますけれども、やはりそこら辺の感覚といいますか、これからの部分だと思うのですが、災害に対する意識というものをやっぱり変えていかないといけないなとちょっと思っております、特に新しく入ってこられる団員というののもかなり少なくなってきている中で、これからどういう予算措置をしながらやって取り組んでいったらいいのかというところも出てこようかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと時間もございませんので、もう少しあるのですが、後で各課のほうに確認をさせていただきたいというふうに思います。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

委員長（齋藤 武君） 以上で1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。ようやく暑さも落ちつきまして、寝やすい、そしてまた起きにくい季節になってまいりました。町なかを見渡しますと、あんなに緑色だった遊佐平野が黄金色になりまして、農家の皆さんにとっては刈り入れどきの忙しい時期になってまいりました。そして、先日は子供たちの陸上記録会、私たちの年代でいいますと連合運動会といたしました。陸上記録会が行われ、お話の中では新記録は出なかったというお話……

（「出ました」の声あり）

2番（那須正幸君） 出ましたか。すみません。出たということでした。そしてまた、中学校では何か音楽祭みたいな形で交響団がお越しいただいて、子供たちにとっても忙しい時期になってきたところであ

ります。

私のほうからは、その農業にちなんだ質問からさせていただきたいと思います。決算事項明細の54ページ、中ほどにあります款6農林水産事業費、項1農業費、目3事業振興費、節19の負担金補助及び交付金の遊佐町チャレンジファーム事業補助336万円の内容についてちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いたします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こちらの遊佐町チャレンジファーム事業補助金でありますけれども、まずは遊佐町チャレンジファーム事業費補助金交付要綱がございまして、それにのっとりまして補助をしているところであります。町外出身の方が遊佐町に生活の本拠を置きながら町内で農業研修を受ける場合、こういう場合は生活支援として月額4万円、さらにアパート等で入居しながら研修を行う場合は家賃相当分の月額4万円を住宅支援として支給しているところであります。また、町内の出身者が町内で在住されている場合については、月額2万円の生活支援を行っております。平成30年度のこの項目につきましても、町外出身者3名のうち2名の方が1年間生活支援と住宅支援を受けておりまして、それぞれ町では各96万円ずつを年間で支給しております。もう一方は、8カ月分の生活支援のみでございましたので、その方には36万円を支給しております。また、町内出身の方が1名おりまして、この方には年間24万円を支給しているということで、合わせまして4名分の生活支援の合計が248万円ということになっております。それから、それぞれの研修生を受け入れてくださる農家の方々にも月額2万円を支給しているという状況ですので、その分が88万円支給をされております。合わせまして248万円と88万円の合計となりますので、336万円ということであります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今説明を受けました。すみません、チャレンジファーム、1名これ36万円ではなく32万円ではないでしょうか。合計248万円ではないですか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 248万円と申し上げましたが、住宅支援と生活支援合わせまして248万円という形になっております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 計算の仕方で、生活支援と住宅支援2名分で192万円ですよろしいですね。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 生活支援が4万円、住宅支援が4万円、8万円を、1人当たり96万円、年間になりますので、委員のおっしゃるとおりだと思います。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） わかりました。

私は農家ではないので、ちょっと農業のことに関しては余り深くはわからないのですけれども、こちらの行政報告書の中に、64ページの13というところに農業の担い手育成並びに定住人口の増加を図るためとあります。その中で住宅支援月4万円、2名とありました。今お話がありました、この方はまだ定住に

は至っていないという考えでよろしいのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今のところ、チャレンジファームの事業補助金の交付要綱にのっとりまして支給をしておりますので、この後に引き続き定住されるということであれば定住となるかと思いますが、今のところはその途中の経過という形になってございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今現在途中の経過ということでありました。このチャレンジファームを利用して、今まで何名の方が受給し、そしてその中の何名が移住にまで至ったかを伺いたいのですけれども、よろしく願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

このチャレンジファームの事業的には、平成28年度から始まっておりますので、今のところ定住に至ったと言えるかどうかわかりませんが、これまでに支援を受けた方は6個人と夫婦2組の方々でありますので、その中でこれまで転出した方が2名いらっしゃいます。ですので、現在は4個人と夫婦2組の方が今のところは定住をしているという状況であります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 平成28年度からこの事業を行いまして、受給された方で現在残っている方が4個人とご夫婦2組ということでありまして、いろいろな中でこの農業後継者が今全国的に減っていく中で、4年目で結構定住者がおられるということとはとてもいい傾向だなと私は思うわけであります。現在支給している方の中でも今年度2年目を迎える方おられますが、その方々何名いらっしゃいますでしょうか。よろしく願いします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今年度につきましては、2名の方が新規に遊佐町チャレンジファーム事業を利用されておまして、2年目になる方が1名いらっしゃいます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 新規の方が2名いらっしゃる。そしてまた、2年目を迎える方が1名いらっしゃるという返答でした。

それでは、もう一つ伺いたいのですけれども、このチャレンジファームを受けて、途中でリタイアと言ったらおかしいのですけれども、残念ながら2年に満たず中止された方はいらっしゃるのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、2人の個人の方がリタイアされているという状況でありますけれども、1名につきましては酒田市のほうに転出されているということで、もう一方はどこに行ったかわからない

という話でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 私的にはこのやめられた方がどんな形で途中で放棄したかというところが非常に気になるところでありまして、せっかく遊佐町で農業後継者のために補助金を出して、やっぱり遊佐町がよくてここに来てくれた方だと思うのですけれども、その方々がやはり途中で、ああという形でリタイアの気持ちになるというのは何か原因があったのではないかなと思うのですけれども、その辺のところは把握をしていらっしゃるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

特定の原因というのは若干わかりにくいところもございますけれども、1名の方については町内の方と一度婚姻関係にありましたけれども、それが男女の不仲ということで離婚されて転出されていると聞いております。もう一方につきましては、やはり農業の自分の思い、これまで描いてきたやりたい夢があったらしいのですけれども、それがやってみて実現できないというふうに感じられたのではないかと考えております。

なお、チャレンジファームの事業のほかには青年就農給付金という形で昨年までは国の補助金を受けまして、年間最大で150万円の支給を受けている方々もいらっしゃいます。同じくチャレンジファームもあわせて支給されている方もいらっしゃいますので、それらを活用しながら皆さん夢を持って遊佐町のほうに来られておりますので、ほとんどの方は引き続き定住されているという状況であります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 実は私も農業というのは、実家は農家でありまして、小さいころから、今の機械農業に移る前は手で田植えなどを小学校のときからお手伝いをさせていただいた経験がありまして、やはり農業というのは、ここ遊佐町に生まれていれば周りがほとんど農家の方が多いので、私も好きであります。それで、このチャレンジファームの要綱をネットで少し調べてみたところでありました。遊佐町で農業を始めたい皆さんを応援しますという要綱がありました。そして、もう一枚はその応募要項があるので、定住を狙いとす文言がこの大きな要綱には余り入っていないわけでありまして、応募要項の中には少し入ってはいるのですけれども、町で対応している申し込みや問い合わせのときの対応の仕方はどういった対応の仕方になっているのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町のほうとしましては、定住の対策として企画課のほうで行っているいろんな移住、定住の施策もございますので、それとあわせて農業に従事したいという方については、農業研修を行いながら、定住に向けてまずは農業研修を行っていただきたいと思っておりますので、それに対する国の補助もでございますから、今は農業次世代人材育成事業となっておりますけれども、それらを併用してチャレンジファーム事業ということで行っております。ただ、国のほうの事業を受ける場合については、町のほうを通さずに直接受けている方もいらっしゃいますので、その把握がちょっとできない場合もございます。突然町のほうにいらっしゃいますので、こういうことで農業をやりたいというお話を突然受ける方もいらっしゃいますので、そう

いった方についてもやる気があるようであれば、チャレンジハウス等も利用しながら町のほうで農業研修を行っていただくという形はとっております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長の説明の中に突然やはり来られて農業を遊佐でやりたいという方もおるといってお話がありましたので、説明の仕方ですといった形での定住につながるのかということもやはり大きくかかわってくるのではないかなというところがあります。

このチャレンジファーム、一応農業が主体という形に見えますけれども、応募要項の中に、改めて確認しますと、遊佐町農林水産業の担い手候補となるという研修生とあります。農業のほかには林業、または水産業に応募された方はいらっしゃるのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今のところは農業だけと聞いております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 農家の方もそうですけれども、やはり漁業の方も担い手が大変減っております。また、林業も特殊な業務でありますので、そういったところもやはりバランスよく募集が来れるような形の案内、もしくはパンフレットの制作をしていただければよろしいかなと私的には思うのでありますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町の現状として、農林水産業全てにわたって担い手の方が少し不足してきているという状況もございますので、まずは来る者は拒まずという形でいろんなやる気のある皆様方には支援をしていきたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、受給者の方とのこの事業についての連携といいたしめようか、遊佐町で受給をしながら研修を行っている方々とのモニタリングはどのような形で行っているのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

定期的には受け入れ農家さんの指導もありますので、その方々との情報交換も含めて行っておりますが、もう一つ国の補助事業であります農業次世代人材育成事業がございます。こちらのほうは準備型から経営開始型になりまして、5年間の150万円の補助があります。そちらのほうも併給していらっしゃる方もおりますので、そういった場合については国の制度として5年間の中で農業を諦める方がいらっしゃると、そういう方々にその補助金をやるのはどうかということでお話があるそうで、町のほうではそういうことのモニタリングといいますが、ヒアリングの機会があつて、中間評価という形で2年目、3年目を迎えたときに、今年度もヒアリングを行っております。ヒアリングとしては、本人のやる気ですとか今の現状を確認しながら計画どおりになっているのかどうかということをお普及所の方とJA農協の職員、それから町

の産業課、あとは受け入れ農家さんの代表という形でヒアリングの機会を設けておりますので、まずは何とか定住に向けて農業を行っていただくように指導しているところであります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

やはり思いを持って農業の研修を始められた方、やはり中には途中でくじける方々も出てくるのではないかなという、そんな気がいたします。応募要項を見ますと、研修期間の内容、年間実践研修プラス講義が1,200時間以上2,000時間以内、また月80時間以上となっていますが、実際のところ、先ほどから課長さんよく言われます県の青年就農給付金150万円と遊佐町の補助金だけで実際のところやっていけるのでしょうか。その辺のところお聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

通常の農業経営を行う場合は、そういった生活費のほかに農機具、機械の購入費等がかさんでまいりますので、今のままで定住をされるという場合については、やはり農業機械等の導入をいかにしていくかということが問題になるかとは思っております。先般国の農政局の山形拠点事務所の方が来庁しまして、そういうことがあるのだというお話はさせていただいたところ、国のほうでも、前、齋藤委員長のほうから一般質問のときにあった居抜きという形で、経営者の方が高齢になって、機械もあって、土地もあって、かわりたいと、代がわりしたいという場合に誰もいないと。そういう場合にそこに入れるような制度を今後国としても考えていきたいということでありましたので、まずは農業をやりながら遊佐町に定住していただけるように何とか支援していきたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからも説明がありましたけれども、やはりこれから先高齢化が進んでいく中で農業辞退者がかなり多くなってくのではないかと。今課長の中では機械を持っている方、田んぼのある方というお話がありました。県とか国がやる前にやはり少し遊佐町も動きながら、やはり若い方々が少しの負担で農業をこれからもやれるような形でこの事業を持っていけばいいのかなと私は思ったところであります。2年過ぎたところで補助の継続などはあるのでしょうか。また、定住後の特典などがこちらのカタログというか、見ますと、明記されていないような感じがしますが、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町のほうとしては、国で行っております、先ほど来申し上げております去年までの青年就農給付金、それから今年度に行っている農業次世代人材育成事業で、そちらのほうで一応150万円程度はもらっているという状況もございますので、町としてはそれに最初に生活する上での必要部分という形で2年間の補助をしているという状況でありますので、その辺は引き続き2年間の補助という形で今行っておりますが、必要に応じてはそれを延長できるのかどうかは今後検討させていただきたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり農業をやるという方々は、高齢の方々も都会から来る方々もいらっしゃる

と思いますけれども、やはり若い方々、夢を持って向かうはずですので、ぜひそういった形で定住になった方々にも少ししっかりと生活を支えるような補助ができればいいのかなと私は思ったところであります。チャレンジファームにつきましては、終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次は58ページ、項2 林業費という形の目1 林業振興費、節13委託料の林道草刈委託費、こちらは53万6,544円について、どこの林道でどの業者に、町が団体に委託しているのか伺いたしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

林業費の林道草刈委託料53万6,544円の内訳ということでございます。これの内訳は、1つが林道村上線の始点から終点までの整備でありまして、ヤマ五建設さんへ27万円。もう一つは、林道大樽川線の始点から終点の整備で、こちらヤマ五建設さんのほうに16万2,000円をお願いしております。それから、松くい虫防除用として高所作業車が通行するために行った草刈り、これが林道の下藤崎線と林道十里塚比子線でありまして、それぞれ北庄内森林組合さんに4万4,060円、それからマイロードサポート組合さんへ6万480円で委託をしたところでございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今の金額のご説明をいただきました。ありがとうございます。

素人考えで大変申しわけないのですけれども、こういった草刈り系統の見積もりといいたしめようか、単価見積もりというのはそこそこの業者、もしくは団体で、重機を使うとか、いろいろ違うのではあるのでしょうかけれども、こういった基準が見積もりの単価見積もりになっているのかお聞きしたいのですけれども。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

林道等の草刈り委託でございますので、通常の農道の草刈り等と同様であります。まずはそういったこれまでもお願いをしている業者さんのほうがメインとなっております。そちら様のほうに一応見積もりを依頼して見積もりを徴し、それから金額が大体のところ折り合いがつけばその金額で行っていただいているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） それでは、そこそこの業者で規定はないという形の認識でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

どこの業者という規定はございませんので、これまでも経験のある業者のほうを優先して行っているところであります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり大きな草刈りという形になると、なかなかやっぱり建設会社さんとかいろいろな方々が入らなければならないと思うのですけれども、現在シルバーさんも草刈り等なども行っておりまして、シルバーさんたちの利用もあり得るのかなという形で、これはあくまでも私の素人の考えでは

ありますけれども、金額的にはそこそこの業者さんをお願いしているという形でありましたので、いろいろな状況が伴う、そういった形もあると思いますので、今後もしそういった形で草刈り等ありましたら、適正な価格でぜひお願いをしたいなと思っております。

次に、60ページに移ります。項3水産業費、目1水産振興費、節15工事負担費の施設設備工事費364万6,080円についてと、同じく節18の備品購入費の設備用の備品購入費263万5,820円について内容をお願いします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

それでは初めに、施設整備工事費364万6,080円の内訳を申し上げたいと思います。アワビの養殖実験に係る工事費ということになりまして、1つが漁村センターの既設配管移設工事に29万1,600円。同じく漁村センターの沈殿槽補修工事に158万7,600円。同じく漁村センターの漁村センター内、アワビ養殖しているところの2段にしたための架台をつくったわけではありますが、その架台設置工事に127万4,400円。もう一つが同じく漁村センター沈殿槽配水管更新工事ということで49万2,480円支出しております。

次に、備品のほうでありますけれども、同じくアワビ関係の備品ということになります。7種類にまとめて申し上げます。ダイライトの角型水槽、これが11基分として52万8,552円。それから、井戸用のポンプ等のポンプを4台購入しております、それが142万988円。それから、養殖で泡出しますブローアアでありますけれども、それが21台購入をしまして46万4,720円。それから、pH測定器を1台購入しました。これが9万6,660円です。それから、高圧洗浄機を1台購入しております。これが2万2,600円。あとは、脚立4脚で2万220円。それから、足場板5枚で8万2,080円で、約263万円ほどになります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 細かいところまでご説明をいただきましてありがとうございます。

こちらのほうは、私のほうでも先日県議と語る会の中で視察を行った際には全て整えているという状況でよろしかったのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 確認ですが、聞き取られている、最後の。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 県議と語る会で視察を行った際に、この用品は全てその場におさまっているという形の認識でよろしかったのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ダイライト角型水槽につきましては皆さんご承知と思いますし、ポンプにつきましては外側に、施設の海側のほうにあるポンプ、井戸のところに設置をされておりますので、目視はできなかったと思います。あと、ブローアア等、そのものにつきましては水槽の中に入っておりますので、脚立や足場板も同様でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 一応視察に伺ったときにかなり大がかりになっておりましたので、そういった形

かなというふうな思いであります。こちらの備品に関しては、こういった形で購入をされているのかお聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

以前からアワビの養殖に携わって資材を購入しておりました業者さんのほうに見積もりをして購入をしております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） いろいろと今ネット通販なども始まっておりまして、例えば業務用モノタロウとかもありますけれども、なかなか送料とかもかかって大変なのかなというところもありますので、お聞きしましたので。その中で足場板5枚で8万2,080円、1枚計算にしますと1万6,416円くらいになるのですが、こういった材質の足場板なのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

材質まではこちらで現在把握できませんが、2段になっている上の水槽の管理用の足場でありますので、それなりに頑丈なものとなっております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 何で確認したかといいますと、やはり耐久性がありますので、木材の足場とか平板とかになるとやっぱり劣化が始まってきたりとかしますので、そういったところで材質まで伺ったところであります。職員の方々の安全性を踏まえてしっかりとしたものであれば、それに問題は特にはないと思います。こちらに関しましては、私も一般質問で多く質問させていただいておりましたので、この件に関してはここで終わりたいと思います。

次に、81ページに移ります。款10教育費のほうに移ります。項2小学校費、目1学校管理費、節8の報償費、プール監視員謝礼15万円の内訳をちょっとお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

プール監視員謝礼15万円につきましては、各学校PTA会計に5小学校分3万円ずつを支出しております。プールの監視につきましては、夏休み期間中、どの学校も10日前後ほど開催しております。開催に当たりますには教職員1名に保護者最低3名、3名以上配置して4名以上で、学校の規模にもよりますけれども、監視しているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ありがとうございます。実は私もPTA会長をさせていただきまして、総会等いろいろお話をさせていただくのですが、PTAの方々もちょっと認識の違いがあったので、プールというのは教育委員会からあくまでも借りていて、PTAがその監視をしなければならないという話をよくさせていただくことがありました。安全性の面もありましたけれども、そういったところで各学校に3万円ずつ謝礼という形で入っているという形の認識で今お話がありましたので、そちらのほうはわかりましたので、ありがとうございます。

では、質問を変えます。83ページになります。項3の中学校費、目1学校管理費の節1の報酬、中学校部活動指導員報酬115万2,000円に対して108万6,400円の支出で不用額が6万5,600円とありますが、その不用額の内容、何で残ったのかをお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

委員長(齋藤 武君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

中学校部活動指導員につきましては、教職員の働き方改革の一環としまして先生方の部活動指導の負担を軽減するという目的で始まっておりますが、30年度につきましてはソフトボール、女子ソフトテニス、卓球、この3種目の指導される方に支出してございます。具体的には1時間当たり1,600円、1日当たり2時間、それから週3回、年間40週、こういった形で3名分を見ておりまして、予算を見ておったのですけれども、毎回必ずその回数出席いただけるというものでもございませんので、残念ながら来れなかった分残額と、不用額ということになってございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2番(那須正幸君) 今部活指導員の方が来れなかったときの残額というお話がありました。中学校の部活動に関しては、日ごろからやはり教育委員会のほうからも力を注いでもらっておりますけれども、指導員に関しての公募といましようか、この方を採用するという、そういう形、また報酬を支払っている指導員の方々についてのスポーツ保険などの対応はどうなっているのでしょうか。お聞きします。

委員長(齋藤 武君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

まず、部活動指導員のスポーツ保険につきましては、予算4万5,000円ほど計上しておりましたが、特別職の報酬という形になってございますので、個人対応していただくということで支出はございません。

それから、他の指導員につきましてもいろいろ検討しておりまして、特に今年度につきましては柔道の指導員を新たにお願ひしてございます。これも仕事を持つての指導ということでございますものですから、お勤め先によっては副収入を認めないところもございます。その関係で同じように指導されても、私は要りませんと辞退される方、それから基本的には2時間、週3回ということもそんなには行けないという指導員の方もいらっしゃる。なので、最初からそういう対象にはしないということで、なかなか全部の種目に該当させられればいいのですけれども、いろいろな事情がございますものから、こういう状況となっております。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2番(那須正幸君) 今ご説明がありまして、今度は柔道のほうにも指導員がつくという形ではありましたが。やはり部活動の指導といいますと、経験を持つていないとなかなか難しいところがありまして、子供たちとのコミュニケーション、もしくはPTA、保護者とのコミュニケーションもなかなか大変になってくるのかなというところもありますので、ぜひそういったケアもお願ひしたいなと思います。

先ほど課長のほうから副収入になるとなかなか容易でないというお話もありました。報酬が発生するというので、必ず部活動に出席し、指導したという多分証明が必要になってくるのかなと私は思っておりますけれども、またそのほかの報告といましようか、その辺の報告及び管理はどうなっているのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） この部活動指導員の方につきましては、毎月学校のほうから来られた日数といいますが、1カ月分報告をいただいて、それをもとに支払いをしております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明の内容で了承いたしました。わかりました。ありがとうございます。その辺のところがちよっともやもやと定かでなかったので、答弁をいただきまして解明いたしました。

それでは次に、行政報告書の81ページです。こちらは、教育部門に関する事項の中で二重丸、学校教育、3、学校教育の振興の中の④、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助の概要について伺います。中学校、小学校ともこちらの児童数が合計の人数で記載されておりますが、要保護または準要保護に関して小学校、中学校、それぞれ何名いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

81ページ、一番下の表でございますが、要保護、準要保護、要保護につきましては生活保護該当世帯の子供でございまして、準要保護につきましては書いてあるとおり、要保護に準ずる困窮度があると認められた者が、教育委員会会議で決定された者が受給するということになってございます。ちなみに、中学校の修学旅行費、9名になってございますが、このうちの1名だけが要保護ということでございます。これはなぜかと申し上げますと、要保護につきましては生活保護を受給している関係で他の費目につきましては生活保護の教育扶助費で賄われているということでございます。その教育扶助費に該当しない修学旅行費と、それから通学費、通学用品費は出すのですけれども、通学費については教育扶助費に含まれないということで、この2つについては町からの支出の対象となっております。

以上であります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました。では、その他の小学校に関しましてはどちらのほうの、要保護もしくは準要保護に当たるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

申し忘れまして。小学校につきましては、全て準要保護の対象ということになります。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 教育にお金をかけなくなったらだめだという、先輩方からよく言われておりますが、この人数を見ますと給食費、小学校が32名、そして中学校が24名、隣の学校給食の状況を見ますと、30年度で854名の児童たちが、児童というか、生徒が給食を行っております。人数的に見ますと全体の0.65%くらい的人数が給食費の免除になっているという形でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

小中学校合わせますと56名、これが完全給食人員854名で割り返しますと6.55%になるかというふうに計算したところでございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） すみません。私の計算間違い、0.65ではなく6.5%でいいわけですね。訂正させていただきます。

ぜひ子供たちには平等に教育を受けられるように、やはり町のほうでもしっかりと援助できるような形でよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、戻りまして決算明細書のほうの89ページに、すみません。その前にもう一つありました。88ページに戻ります。款10教育費、項4社会教育費の中の目5青少年育成費、節13の子育てフォーラム委託費とあります。98万5,000円の内容について、こちらのほうを伺いたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

この委託費98万5,000円につきましては、子育てフォーラムを開催いたしました際に講師であります阿部祐二氏を招聘するための業務委託料でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 毎年11月にやっております子育てフォーラム、私の記憶では去年阿部祐二さん、おとしは尾木ママ、有名な方をお呼びしましたという感覚というか、記憶があるのですけれども、やはりその講師を選ぶ選択というのはどういった形で選んでいるのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） かつては講師が余り有名でない方、非常にいい話をされる割には名前が通っていないと参加される方が少ないということもございまして、一定の集客能力のある方ということで昨年も375名ほど出席いただいております。今年度も渡辺徹さんと呼ぶというようなことで、これは実はPTAの研修会も兼ねてございます。ですので、より多くの方を対象に開催したいということ。それから、やはり子育てフォーラムですので、子育てフォーラムの開催目的に即した話のできる方ということも配慮いたしまして人選を行っております。予算的なものもございまして、昨年は予算140万円ございました。その範囲内で日程的にも合う方、日程も講師に合わせてではなくて、こちらの日程に合う講師を選択してございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありましたけれども、子育てフォーラムというのは、教育長もいらっしゃいますけれども、保護者、そして地域にとってもやはり大切なものだと思います。講演者の中の言葉一つの中にやはり子供に対する思い、また地域に対する思い、また保護者の思いがやはりいろいろリンクされておまして、とても共感できる事業ではないかなと私は思っております。

今140万円という予算があるということでお話がありましたけれども、先ほど課長が少しお話に触れたところがありました。今まではちょっと予算が足りなくてなかなかいい講師を呼ぶ、内容はいいのですけれども、いい講師を呼ぶことができなかつたりということのお話がありました。PTAの中でも予算があつてその中で選べる範囲ができた、そんなお話を伺っておりました。やはりイベントというのは低予算であつて人がたくさん集まれば一番いいのであろうと思っておりますけれども、やはりある程度著名な方でないとなかなか人も集まってもらえない。また、その内容についても金額に見合った内容でなければなかなか

予算としても落とすことできない。昨年、一昨年合わせますとなかなかそういうところがかみ合ってきたのかなと私は思っておりましたので、ぜひまた来月、再来月にあると思いますので、成功に終わりますように支援をしていきたいと思ひますし、成功を願っているところであります。

次に、決算書89ページに移ります。教育費の中の目6文化財保護費、節13の事業調査委託費67万7,570円について、何の事業でどこに委託しているのか、内容をお聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

全部申し上げますと、ちょっと中身が細かいものですから、主だったものを申し上げます。まず、小山西崎遺跡の土壌サンプルの洗浄並びに動物遺体の分析ということで、これは石船氏という専門家の方がいらしゃいます。そちらの方に22万6,800円をお願いしてございます。それから、栽培種実検出作業、出てきた土壌の中からいろいろな種が、植物の種などございますので、それをふるいにかけてりして検出して、何の種か検証するというのが古代の森研究舎、宮城にございます会社ですが、34万5,870円。そのほかにも町の指定でございませう岩野のツバキの樹勢調査、庄内園芸緑化株式会社さんに1万6,200円、あとは大きいところではハッチョウトンボの生育状況の町内の全域調査を行っております。これが2年目になってございまして、5万7,500円、ハッチョウトンボ保護の会のほうをお願いしてございます。主なものとしましては以上でございませう。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ご説明ありがとうございます。

こちらの文化財の予算に関しては毎年かかる予算であるのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

まず、町の指定であります植物等につきましては、やはり環境の変化等でいろいろ弱くなったりございませうので、場合によっては樹木医とか、そういった専門の方をお願いするということ。それから、先ほど申し上げなかつたのですけれども、船絵馬のようにやっぱり年数がたつとだんだん図柄、絵柄が薄れていってわからなくなってしまうということについては、プロの写眞家から映像を、保存用の写眞を撮っていただいたりというようなことで、毎年やはり何らかの調査、保存、必要になってございませうので、一定の金額は要するかとと思ひます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからお話がありましたけれども、船絵馬があるということでしたけれども、こちらの船絵馬のほうは何点くらいあるのでしょうか。お聞きします。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 昨年度その写眞を撮っていただいた点数ですけれども、110点ほどございまして、それを写眞におさめていただいております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 課長さん、ありがとうございます。調査によつては専門家でなければならぬ部門もありますので、こちらのほうは町の重要な文化財、また財産でもありますので、ぜひしっかりと調

査をしていただきまして、長く財産として残していただけるような形でお願いをしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（齋藤 武君） 以上で2番、那須正幸委員の質疑を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

休

憩

委員長（齋藤 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（齋藤 武君） 直ちに審査に入ります。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私が9月10日に一般質問をさせていただいた際に、台風15号の被害によって千葉県内において約44万世帯が停電中だというような報道でございました。本日朝のテレビ報道で、7時現在、いまだ1万8,900軒が停電の被害を受けているということであり、さらにはきのう報道番組で停電の影響で防災無線が聞こえないというふうにお年寄りが言っていました。これに絡めまして質問をさせていただきます。

76ページ、款9消防費、目5災害対策費、節13委託料、備考のサイレン保守点検委託料161万8,920円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

サイレン保守点検委託料161万8,920円であります。これにつきましては防災行政無線、固定系の保守点検委託料ということでございます。これを支出をしているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それでは、続きまして15の工事請負費、備考欄の防災行政無線施設整備工事費2,325万1,320円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費の防災行政無線施設整備工事費ということで2,325万1,320円あります。これにつきましては、内訳としまして3つありまして、1つは防災行政無線、これは田地下、下当、三の俣局のデジタル化工事ということで、この金額が1,596万9,960円。もう一つが防災行政無線、役場局の移設工事ということで518万4,000円。それから、3つ目がJアラート受信機更新工事ということで209万7,360円ということで、合計が2,325万1,320円という内容になってございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ご説明いただきまして、この内容についてはわかりました。

サイレンの保守点検等につきましてちょっとお尋ねしたいのですけれども、これは現状、私のところで

も保守点検、聞こえます。それは停電のときではなく、いつも電気がついている状態で聞こえております。停電時における防災無線及びサイレン等の状況はどのようなことになっておりますでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

災害時には当然役場についても非常用電源を持っております。消防署についても当然同じという状況の中で、防災行政無線についても一定程度停電になっても機能はするという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 非常用電源というお話ですけれども、今回のようにきょうで10日から11日たっているわけですけれども、長期間にわたった際の非常用電源、当町では大体備蓄として何日くらい対応できるかお知らせください。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

町の役場につきましては、防災センターのほうに非常用電源、自家発電装置を持ってございまして、これにつきましては48時間対応するというので自家発電を備えているという状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 48時間というお答えでした。それはわかりました。今回の千葉においては、48時間どころのお話ではなくて、長期にわたって防災無線等が機能しない。もちろん全く信号等も機能していないという状況テレビで見られますけれども、こういう想定を今までは多分なされていなかったのだと思いますが、こういう現状を踏まえましてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町で過去に停電という大きなトラブルは東日本大震災、3.11でありました。あのときは1日以上とまったわけですけれども、それら等やっぱり電気が通電しないときには常に遊佐町役場に苦情の電話が寄せられるということでもございました。ただ、あのときの印象としては私は、実は水道が4時間ぐらいしか、いわゆるA重油が、非常時に油がもたないという形。ですから、鶴岡からたしか……

（何事か声あり）

町長（時田博機君） 4時間、5時間ぐらいか。

（「一晩ぐらい」の声あり）

町長（時田博機君） 一晩ぐらい。そのたびに油を届けていただいて水源地にやったという思い出ですし、また非常に苦い思いは、下水のマンホールポンプの停電という事態で、そこは本当にバキュームカーでくみ上げてもらうしかない。そのような形の中でやっぱり一晩中いわゆる事業者、酒田の事業者2社ですけれども、手配、手分けをしながらマンホールポンプのいわゆるポンプでポンプアップするところ、あふれるところを一晩中回ってもらったということです。ただ、防災センターの48時間というお話ですけれども、あれは油を満タンにしておいたときに48時間という形ですから、それは給油をすればまた48時間、満杯になれば、なるという形で、庁舎内の電気については、私は一番心配なのは病院関係が、一番患者が、特に命にかかわる患者の呼吸器等の問題とかがあったら、そういう施設を一番最初に通電してくださいよ

という願いをした経過がございますが、行政でいけば基本的には庁舎内、ちょうどあれ金曜日でしたので、次の日、日曜日は窓口あけなくてもよかったということ。また、上水道に関してはやっぱり6時間ぐらいで常に油を補給しなければならない。下水道が一番、マンホールポンプからあふれたところが我が町の弱みかなと、このように認識しています。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 3.11等々被害を経験している当町でさらに、3.11の場合には大体被害が大きかったのは太平洋側で、当町では向こうに比べたら被害はさほど大きくなかった。停電も24時間ちょっとのことで回復したというふうに私も記憶しています。しかし、最近の自然災害というのが今まで経験したというような経験則が通じないというような被害を及ぼしているというのは現実の問題でございます。それに対して、今までの経験をもとにした対策ではなくて、他山の石としないでほかの地区での被害を想定した対策を当町でとるといような方策は現在のところございませんでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今現在は防災センターの非常用自家発電については48時間対応ということになってございますけれども、実は防災センターのほうには屋上のほうにソーラー発電もございまして、これにつきましても一定程度その発電を利用して防災の施設が使えるということになってございます。今現在防災センターの太陽光の発電量というのは、年間で1万5,000近くのキロワットアワーの発電量がございます。これは、1日当たりに換算しますと365日で割れば41キロワットアワーの発電量があると。その電源を活用して災害時に必要なパソコン、プリンター、テレビ、あと電気ポットですとか電気炊飯器、あと冷蔵庫、あと携帯電話の電源等をそれで賄うことができるということも備えてございます。あと、余談といいますか、もう一つは来年度に新庁舎が建設されるということになりますので、新庁舎が完成すればそこにも非常用の自家発電が備えられると。新庁舎につきましても、72時間対応の自家発電ということでございますので、新庁舎と防災センター併用して活用していけば、かなりの日数が稼げるのではないかとこのように考えているところではあります。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ソーラー発電のお話が出たので、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、ソーラー発電は太陽出ているときにはがんがん発電しますけれども、夜間になれば当然発電をしないわけです。それにはバックアップ電源というか、バッテリー、電池が必要なのですけれども、その電池は備えられてどれくらいもたれる能力有していますでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

防災センターに備えられております太陽光発電についての蓄電池につきましても、16キロワットアワーを蓄電できる蓄電池を備えてございます。夜間につきましても先ほど申し上げましたパソコン、プリンター等々の器具をフルに夜中全て使うという想定はしておりませんが、ある一定程度、2時間、3時間使うという想定のもとでその蓄電池を利用して夜間には活用できるという想定のもと準備をしております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それを聞いてかなり安心をいたしました。

さらには私個人的に、サイレンの点検がかなりの頻度でテストを行われているというのは非常に頼もしい限りではございますが、サイレンただいまから吹鳴実験を行いますと言って、数分たってからウーというふうに鳴るといふふうに私感覚的に思っているのですけれども、何か非常に間が抜けたというか、間が延びたというか、そういうことについても改善できるようなものでございましょうか。ちょっとお尋ねいたします。

委員長（齋藤 武君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

訓練時の防災行政無線による放送というのは、事前に吹き込んでおいたものを設定して放送する自動放送と、あとは訓練開始時に直接職員がサイレンを鳴らしてマイクで放送する手動放送、この2種類がございます。これまでの訓練放送につきましては、実際の災害放送と間違いがないようにサイレンと訓練放送に間を置きまして、かつ放送も時間をとって録音、あるいは直接放送を行っているという状況でございます。これは、あくまでも訓練であるということを確認させるために少し間を置きながら周知をしているということでございます。委員の今のお話には、訓練であってもより緊張感を持ってやるべきではないかというような趣旨も含まれていると思いますので、そこは実際の災害というものを意識できるような形で検討をしてみたいというふうに考えております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 丁寧に説明をいただき納得いたしました。ありがとうございます。

続きまして、1ページ、歳入の款1町税の一番右のほう、収入未済額5,302万5,180円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

この収入未済額につきましては、町税おおよそ13億9,000万円ほどの調定額に対しまして収入済額が13億3,000万円ほどございました。それで、どうしても納めていただけなかった額として5,300万円ほど計上させていただいているものでございます。これには現年度分の未済金、さらには過年度まで滞納されていた分の未済金を合わせた総額になっております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この歳入の町税、これは行政の基本中の基本であると思われまして。長の行政行為、我々の行為、全てがこれを原資としているわけであって、5,300万円等の収入未済というのは非常に大きいというふうに私個人的に思っております。これは、お支払い願いたいというふうにお願ひするのだと思いますけれども、これは何人体制でやっているのでしょうか。お知らせください。

委員長（齋藤 武君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

町のほうでは、町民課のほうに納税係ということで収納、納税のほうを専門にしている職員が3名、さらにはライフアドバイザーという形で徴収のほうをある程度一緒に歩いて回ってもらっている方を2名と

ということで通常は5名体制であります。ただし、一定時期におきましては徴収強化月間というようなことで年に2回ほど行っているのですけれども、そういった場合には町民課の職員、さらには福祉課の国民健康保険係、介護保険係等からも協力をいただきまして、20名に近い体制で電話かけ等の催告といいますが、皆さんにお支払いをお願いしますというような、そういう活動を行っております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 非常にご苦労なさっているのだらうなというふうなことは、非常に私個人的には理解しております。テレビ等でも徴収の現場を報道している番組もございますし、苦労に苦労を重ねて実を結ばばよろしいのですけれども、実を結ばない場合もこの数字に出ているのだと思います。これについて、ご苦労をなさっている職員に対する気持ちとでもいいでしょうか、私としては多々ある職種の中でこの職種にはできれば外れたいというように私個人は思うのですけれども、縁あってこの徴収係になった3名、アドバイザーの方2名、これに対するお気持ちを町長ひとつよろしく願います。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） 自分が就任して一番最初に水道料金の滞納について給水停止していいでしょうかと、就任してから2週間以内に言われましたけれども、それは料金だからとめていいですと、16年間とめなかったのを私はすぐとめました。非常に厳しいと言われましたし、また実は税の収納率も我が町はワーストの3、4、県内で一番悪いほうから3番目か4番目ぐらいでしたけれども、今はちょうど中位、真ん中ぐらい、12位ぐらい、13位ぐらいですか。

（「15位」の声あり）

町長（時田博機君） 15位ですか、そこまで戻ってきたということは、やっぱり役場の行政でいくと負荷をかけるポジション、こういう収納業務というのはどうしても町民に対する負荷をかける。また、福祉のサービスをして、サービスを提供するポジションから見れば非常にきつい仕事だと思いますので、本当に最近頑張っていたことは、大変収納率も上がったということうれしく思います。ただ、そのポジションだけに給与を上げるというのはなかなか難しいということがありますので、私が就任以来やってきたことをちょっとこの場をおかりして紹介させていただきたいと思います。

自分が就任した当時、遊佐町の給料表でいくと3級から4級まで昇給するのに同じ庄内の、庄内町と比べて号俸で16、要は4年間、1年間4つ上がるのですから、遅かったのです、遊佐町は。ところが、私の1期目でそれを12戻しました。要は4年間かかったのを3年詰めてしまったと、庄内町よりは1年遅かったのですけれども。これは組合から要望した、申し入れあったわけではないのですけれども、頑張る職員にはやっぱりよそと同じ条件で働いてもらいたいよねという思いがありましたので、そこをまず16のうちの12戻しました。2期目の2年間のうちでまた4つ、庄内町との差がないところまで戻してきました。全ての職員やっぱり頑張っているわけですから、ほかの町よりあそこは働かせるけれども、給料安いよねとか報酬安いよねというそんな町にはしたくないという思いがありましたので、そのようにしてよそより劣っているところはかなりてこ入れをして直してきたという思いがあります。ただ、もともとのスタートが、我が町のラスパイレスは私が就任したときは山形県内でワースト2でした。悪いほうから2番目でした。小国と遊佐が非常に悪かったのですけれども、それをそのような形でこ入れをしながらやっとラスパイレで95ポイント台。酒田市とやっと1ポイント以内まで戻してきたという経緯があります。やっぱり仕事

きついよね、ただ水道事業については、企業会計で水道の管理者の資格を取った職員については、それはその資格を取ってくれたということでそれなりの待遇改善はできますけれども、その職員だけ上げるとするのはなかなか厳しいものですから、全体的な面で待遇の改善を図るということを推し進めてきたということ。特に今初当選の皆さんはその経緯が、大分悪いのだよねという意識はあるのでしょうかけれども、かつてのワースト2からやっとワースト7位ぐらいですか、ワースト5は脱出してきたのだということご理解をお願いしたいと思います。

それから、私はやっぱり同じように働いて、一生懸命働いている職員には、やっぱり今頑張っている状態まで持ってきてくれればもう少し報酬等一般職についても踏み込んで、町民の皆さんの審議会のお許しも得なければまずいわけですけれども、それら等で、議員の皆さんのみならず職員のほうも少し待遇改善することができればありがたいと思っています。今のところはそのような状況で、かなり少しずつ改善はしてきたのだということをご理解をお願いしたいと思いますし、また収納率、現年分でいくとこれしか残さなかったということ、270万円ぐらいですか、個人のあれで。かなり頑張ってくれたなという思いです。かつて上水道、今水道会計も決算に載っているわけですけれども、かつては簡易水道を除く上水道だけで年間で収入未済額が1,300万円もあった時代もありました。800万円、900万円ぐらいは当たり前の時代ありましたけれども、それらもやっと400万台まで戻してきてもらっているということ。それはやっぱり給水停止とか、かなり頻繁に催告行ってもらったりしていますけれども、それら等やりながら、税の公平公正というのはやっぱり行政の使命の基本だと思いますので、それら等はしっかり担保するような努力をさせていただいているということ、ご紹介させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今町長のご答弁、職員の皆さんも多分聞いていられると思うので、職員の皆さんが頑張ればできるのだというような、そういう気風があればさらにこれはよくなるのではないかと。そのためにはやはり町長、常日ごろよく頑張っているなというふうなお声がけをぜひ職員の方をお願いしたいと老婆心ながら思う次第でございます。

それで、さらに以前押収したやつをインターネットで競売するというような、広報にも載っております。最近の状況はいかがなものかお知らせください。

委員長（齋藤 武君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

インターネット公売を始めましてもう既に5年以上経過しております。今現在もやっております。大体年に1回なのですけれども、やっております、昨年度はインターネット公売で22件。ただ、金額が少し大きくないのですけれども、6万6,785円換価されております。また、庄内管内で庄内市町村を中心にしまして、各市町で全部集まりまして合同の公売会なども行っております。昨年は残念ながら町から持っていたものはちょっと売れたものはなかったのですけれども、今年度もまた同じように準備させていただいておりますので、最初インターネット公売を始めたころはやはり滞納されている方でもそれなりに大きい動産といいますか、よく役場のほうにもバイクなどを鎖につないで保管していた時期ありましたけれども、そういったものがあつたのですが、やはり年を経るごとになかなかそういったものが少なくなってきているというようなことはありますけれども、やはり今でもそういった形で差し押さえをさせていただいてイ

インターネット公売に持っていくといったことは続けておりますので、皆さんのほうからも、ヤフーのネット公売を使っておりますので、そちらのほうを見ていただきますと、年に必ず1回程度遊佐町のほうでも出しておりますので、よろしくご確認をいただいて、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変よく理解いたしました。ちりも積もれば山となるということわざがございますが、私このことわざ好きなのですけれども、やはり金額の大小ではなくて、確実なる積み重ねが必要だと思います。ありがとうございます。

続きまして、この収入未済額の左隣の不納欠損額、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 不納欠損のほうについて説明させていただきます。行政報告書の33ページのほうにちょっとまとめたものがございまして、ごらんになっていただければありがたいと思います。不納欠損にさせていただいております税につきましては、どうしてもその税はもう回収できないと、そういった場合に不納欠損という形で落とさせていただいているわけですけれども、その内容としましては生活困窮、生活保護の該当になったとか、そういった場合にも落とさせていただきます。また、どうしてもこの方の生活状況を見た場合には、もうこれ以上はとていただくことはできないと。これは、町だけの判断ではなくて、庄内支庁さんを含めた検討会の中で、こういった形の方がいるのですけれども、これからどうしましょうかというケース検討を行いまして、この方はやはり不納欠損に持っていきしかねないだろうねという、そういった判断の上で町長まで決裁を上げた上でさせていただいている額でございます。通常税法では5年で時効ということがあるのですけれども、その時効にならないように職員が督促、催告、その他を繰り返しながら一生懸命頑張って時効にならないように計画納税をさせていただく、少しでもお金を入れながら、時効にならないようにということをずっと繰り返しながら一生懸命徴収を行うわけですけれども、それでももうどうしようもないと、そういった場合に落としていくものでございます。また、今このごろふえておりますのが、固定資産税等で特にあるのですけれども、所有者が亡くなりますと全部相続放棄をされまして、遊佐町にある固定資産、田畑、山林、要りませんという方がやはり相当出てきております。そうなりますと、その亡くなった方の相続財産という形になって、税金は発生するのですが、納めていただけない方がいないと。そういった場合にはもうどうしようもなく、これは自動的にどうしても不納欠損のほうに行ってしまうというものもこのごろふえてきております。そういったことがありまして、今回不納欠損として459万9,163円上げさせていただいたものでございます。また、行政報告書の中には各国民健康保険税ですとか、そういったものの中身についても載っておりますので、一緒にご確認をいただければありがたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 丁寧なご説明ありがとうございます。了解いたしました。

それでは、この項は終わりまして、次に37ページ、3、民生費、項で1社会福祉費、節、報酬の備考、ライフアドバイザー報酬、先ほどご説明いただいて大体わかりましたけれども、このライフアドバイザー報酬、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

ライフアドバイザー報酬230万4,000円でございます。ライフアドバイザーにつきましては、先ほど町民課長が答弁申し上げた内容でございますが、今現在お二人ほど勤務していただいております。ライフアドバイザーの要綱というものがございまして、それに基づいてお願いをしているお二人でございます。おおむね勤務日は月14日以内というふうなことでございまして、主に業務の内容としましては、税の徴収の部分でご活躍をいただいているところでございます。特に国保税の部分で頑張らせていただいております。今現在ライフアドバイザーお二人で年間の平成30年度における集金をされた金額が737万6,289円というふうなことで報告をいただいております。そのうち国保税については353万円ということで、おおよそ全体の収入額の48%を占めているという状況でございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 非常に効果が上がっていると言ったら語弊があるかもしれませんが、頑張らせていただいているなというのがよく理解できました。

ちょっとお尋ねしたいのですが、このアドバイザーのお二人は、それこそこちら町から依頼、どうですか、なっってくださいというような依頼なのですか、それとも当人がやるからということで希望なのか、どちらでございましょうか。お願いします。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回お願いしておりますお二人に関しましては、町のほうからお一人お一人をお願いをして承諾をしていただいたということでございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 1カ月に14日を超えない範囲内において勤務なさっているというふうに規定されておりますけれども、前月は果たしていかほどの日数を稼働されたのか、把握されておりますでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

今ちょっと手元に勤務の状況を記した書類がございません。ということで、後でお答えしたいと思えます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 突然の質問で申しわけありません。ありがとうございます。

大変頑張っておられているというのが私身にしみてわかりました。税の徴収の方とあわせてこの場をかりて大変感謝申し上げる次第でございます。

続きまして、40ページの同じく民生費の目3医療給付、節、負担金補助及び交付金、備考欄にひとり親家庭等医療補助金558万2,360円、これについてご説明お願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ひとり親家庭等医療補助金558万2,360円の内容でございます。子供さんが子育て医療補助に該当するひとり親の方の医療費の補助という内容になってございます。子育て医療費補助に該当するというのは当町の場合18歳までということで、18歳までのお子さんをお持ちのひとり親の方が対象ということでございます。平成30年7月現在で対象者が204人というふうになってございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、絶対に理由があつてひとり親になっているというふうに、それはもちろんそうではありますが、なぜひとり親になったのかというような把握を町のほうでしたというようなことはございますでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

もちろんここに該当する方については、申請をお受けするわけでございますので、その際にいろいろと担当のほうでは事情なり聞くことがございますが、それをまとめたものとしては特に資料としては残してございません。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ひとり親としていろんな事情があるのは想像にかたくないのですけれども、先日というか、きのうですか、ひとり親ではないのですけれども、ひとり親に近いような状態で子供さんが亡くなるという事件がありました。こういう事件をやはり未然に防止するというような方向を持ちまして、なぜそういうふうになったのかというようなことを調査というか、調べて今後の行政に反映させるというようなのも一つの方策ではないかなというふうに私個人的に思いますけれども、いかがでございませうか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

そういった事件のことについては、報道等で承知をしているところでございます。ただ、ひとり親に、どうしてそのような状況になったのかという部分についてはかなり個人的な、プライバシーにもかかわるというところもございませうし、行政としてはその情報については慎重に取り扱いをしなければならないということもあろうかと思ひます。そういったことで余りその情報を取り立てて集計をして何かに生かすというようなところまでは考えていないというところでございませう。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今現在はそのようなお答えですけれども、ぜひ心の片隅に置いておいて、調査し、何かほかの方にアドバイスできるような状態まで持っていったらいいのではないのかなと個人的に思ひますので。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

当然お困りになっている方ということでは、そういうケースの場合いらっしゃるということは承知をしております。生活状況が大変でありますとか、さまざまなお困りになっている方については、別のルートを通じて相談があつたりというふうなことがあります。そういったところでセーフティーネットと申ひますが、そういった部分はほかにもございませうので、そこで対応させていただいてはおるところでございませう。

す。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ただいまのお答え非常にありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。ページ数でいくと39ページ、民生費の節20扶助費、備考欄で養護老人ホーム措置費1,036万9,326円、これについてご説明お願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

養護老人ホーム措置費1,036万9,326円の内訳でございます。養護老人ホームのほうに措置入所というふうなことで入所していただいている方の経費でございます。内訳としては、鶴岡市の思恩園にお二人、それから酒田市のかたばみの家にお二人、合わせて4人分というふうなことで経費を支出したものでございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） その説明は了解しました。

現在老人ホームと言われる施設が多々あるとは思いますが、全ての方が入居されているとは限らないと思っています。待機なさっている方は何名くらいいらっしゃるのかお知らせください。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

老人福祉施設の入所状況につきましては、行政報告書の37ページのほうに平成30年度の状況というふうなことで中段ぐらいに数字を載せてございますので、参照いただきたいと思います。ただいまの質問は、待機している方がどれくらいかというふうなご質問だったと思います。平成31年の4月現在で81名というふうな数字を押さえてございます。その内訳でございますが、要介護3から5の方が59名、また1から2の方が22名、合計で81名ということで、いわゆる施設のほうに入所するための要件の要介護3以上の方ということでは59名というふうなことで押さえてございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 昨年9番の阿部議員もこの場でお尋ねしていたように私記憶しておりますけれども、29年度はたしか57、30年度が73、ことしが81、じわじわじわとこういうふうな数値が伸びております。この数値が伸びているというような状況についてはどのようなご見解をお持ちでございますか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ちょっと手元の資料ですと、去年とおとしの数値については持っていないので、何とも確認のしようがないのですが、ただいま委員がおっしゃいました数値に基づきますと、確かに57から73になり、ことしは81というふうなことで伸びているということでございます。原因ということでは確かなことは私も承知はしておりませんが、推測で大変申しわけないのですが、介護されている方の状況というのがやはり年々厳しくなっているのかなということは言えると思います。もちろん在宅で頑張っておられる方いらっしゃるかもしれませんが、社会情勢の中で核家族化が進むだとか、そういった事情もあるのではないかなということを感じております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） こういうふうじわじわと数値が伸びている。私も高齢者の仲間入りをしておりまして、まだ後期までは行きませんが、高齢者、待たなしにふえてくるというようなことは容易に予測できると思いますので、なるべく先々というような対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） おっしゃるとおりだと思います。直接入所する手続については、施設のほうに申し込みをするというふうな手続になるかとは思いますが、町としてもできることを最大限協力していきたいというふうに考えております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） よろしく願います。この項は終わります。ありがとうございます。

それでは、続きまして歳出の23ページ、2、総務費の中でずっと繰り上げて26ページに移っていただきます。目次3、広報広聴費、節13委託料、備考、ふるさとCM撮影編集委託料22万9,824円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この委託料につきましては、毎年民間のテレビ事業者で行っておりますふるさとCM大賞に応募するに当たって撮影と編集を民間の事業者をお願いしているというふうなことでの委託料でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 撮影の今申し上げたことは理解いたしました。

町長も常日ごろ言っておられますけれども、CM大賞を2回、今年度は特別賞、遊佐町がテレビに映るということは非常に意義のあることだというふうに思っております。このCM大賞をとったというのは、私の記憶だと3年前からというふうに記憶しております。つまりはスタッフが頑張っている。このスタッフが今現在いなくなれば、このCM大賞に出る機会が薄れるのではないのかなというふうに思うところではありますが、町長いかがお考えですか。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） ふるさとCMにはたしか16回目まで一遍も庄内からも最優秀をとったことございませんでした。我が町では17回目に初めて大賞をとりまして、そして18回目に連続で、やっぱり史上初めての快挙だと思っておりますし、私はスタッフについては、役場のスタッフ、広報が担当しておりますけれども、そのほかに地域おこし協力隊の皆さんが協力して一緒につくっていただいたと思っておりますし、スタッフについては私は、例えば撮影は今たしか酒田の会社、遊佐町にお住まいの方が酒田でやっている方に委託をしているはずですので、若い世代がこれまで打ち破れなかった新しい新境地というのでしょうか、ナンバー1をとるということは、歴史をつくっていくのはやっぱり若い世代の活躍かなと思っておりますので、非常に若い世代、大したものだと褒めているのですけれども、今の現状でいくとそんなスタッフがいらないから出れないというのではないのかな。また、たまたま2連覇、そしてことしは実はまた非常に期待されていると伺います。YTSではアマハゲ等関連のものつくってくれないかと逆にテーマを寄せられてい

るやに伺っておりますので、それら等また新しいアイデア、新しい発想で、これまでとこだわらずに常に進化してもらおうということが、そしてそれはやっぱりチャレンジしてもらおうことが大切なのであって、結果としてついてきたものに対しては大いに評価しますけれども、何せ1年交代、特に3連覇とれなかったわけで、あれ3連覇とったら、山形県でこんなこと言っては失礼ですけれども、あとの町も出てくれないと思うのです。だから、去年は1等賞をあえて遊佐町には多分くれなかったのだらうなと思っていましたので、特に芸術工科大の先生をしっかりとスタッフに加えた、生徒とか、そういう町も、かなり力を入れている町もあるのですけれども、遊佐町ではそういうどっちかという評価する側の先生をスタッフに入れてつくってきたわけではないわけで、若い力がそれぞれのときでそれぞれの力を発揮していただけるというのが、私はこれは本当にふるさとCMの遊佐方式が抜群のやり方であろうなと思ってますし、またことしも若い力の活躍に期待しているところであります。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 非常によくわかりました。

私が申し上げたいのは、これに対するバックアップが必要なのではないのかなと。このふるさとCM撮影委託料以外のバックアップを新設されてもよろしいのではないのかなというふうなことでございました。いかがでございましょうか。

委員長（齋藤 武君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

例えば撮影に要する消耗品ですとかの費用、そういったものについては公費で一定負担をしているというふうなことであります。町長が答弁で申し上げましたとおり、やはり若い皆さんの力を出していただくことが、番組もそうですけれども、そのことによって地域の若い皆さんの元気づくりですとか、地域振興につながっていくのだらうと思えますし、そのことがやはり私自身も番組の大きな目的というふうに思っておりますので、お金はかけられれば確かにかけるだけいいのしょうけれども、お金ではないのだという若い皆さんの心意気を本当に私は大切にしたいなというふうに思っているところでございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐の心意気、大変よく理解できました。来年もさらなる高みを目指してCM大賞に頑張ってくれることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（齋藤 武君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 先ほど佐藤俊太郎委員の質問の中で、ライフアドバイザーの勤務状況につきまして質問がございました。要綱の中では月14日以内というふうなことで規定をされていると申しあげましたが、平成30年度におけるライフアドバイザーの出勤日数としては107日ということで、平均しますと、12で割りますと8.92日というふうになってございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 以上で3番、佐藤俊太郎委員の質疑を終わります。

4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） それでは、私のほうから質問いたします。

教育委員会にお尋ねします。学校統合に関してです。77ページに適正整備審議会委員報酬、この予算が

見えます。統合に関する予算はこのほかにありますか。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

統合に関しまして、この77ページ、1節の報酬、備考欄に適正審議会委員報酬、この委員の皆様の交通費を費用弁償として支出しておりまして、その下、9節旅費、費用弁償8万1,740円、この分も含んでの統合関係ということになります。そのほか需用費、消耗品等で若干事務的な事務用品、会議の際に使用するものが支出されております。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 決算のその内容、全体としてそのような額だということは理解できました。

次に、学校統合について行政報告書の中身でお尋ねします。行政報告書の84ページなのですが、ここに適正整備審議会のことが書いてあります。それで、この表現を見ますと、教育委員会から諮問を受けた。それで、教育長に答申書が提出されたというふうにあります。発したところと受けたところが何か違っていているような表現になっているのですが、何か意味があるのですか。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

この行政報告書84ページの9番の記載事項につきまして、教育委員会が適正審議会に対しましてお考えを示してくださいというふうにお願ひした、これが諮問ということをございまして、教育委員会が審議会に対して諮問したと。なので、ここの記載では審議会において教育委員会から諮問を受けたという記載で間違いございません。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私が言っているのは、その後に教育長に答申をしたとありますよね。だから、発したのが教育委員会で、受け取ったのが教育長だというのは何か意味があるのですかというふうにお尋ねしているのです。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

おっしゃるとおり答申の際は教育長が答申書を受け取ったということをございますので、そのことを記載しておりますが、審議会の答申書には教育委員会宛てになってございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） そういうふうに読むべき文章なのですね、これは。わかりました。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 申しわけありません。ただいまの答弁を訂正いたします。

答申書、手元にありまして、確認しましたところ、答申書そのものにつきましては適正整備審議会の会長から教育長、那須栄一殿というふうになってございました。訂正いたします。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 何か今の説明がよくわからないのですけれども、私が聞いているのは、普通諮問と答申というのは諮問者に対して答申するから諮問、答申になるのですよね。これを見ると、何か諮問し

た人と答申を受けた人が違うように見えるので、そのところをきちっと答えていただきたいというふうに思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） おっしゃるとおりこの記載では教育委員会が諮問して、答申を受けたのが教育長というふうになってございます。諮問書の写しがちょっと手元にございませんで、諮問書において教育委員会名で審議会のほうに諮問したかどうか、後ほど確認をして答弁差し上げたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 諮問書と答申書の宛名というか、それを見れば簡単に確認できるだろうと思いますので、ご確認ください。

それでは、次の質問に移ります。水道事業会計についてお伺いします。間もなく10月1日、消費税が10%に上がるというようなことが専ら決まっていることのように言われているわけですが、私はまだ確定したものであるとは思っておりません。まだそれまでに国会が開かれて中止をすればとまるわけですし、私はそれを期待しているわけですが、それは今年度の話です。私がお伺いしたいのは、30年度の水道事業において消費税というのが利用者、町民から取った、徴収というか、水道料金と一緒に納めてもらっているわけです。それが間違いなく国税として税務署に行っているというふうなことを会計決算書上でどのように見ればわかるというか、そのことが理解できるようになるのかご説明いただきたいということなのです。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

水道事業の消費税に係るご質問でございました。まず、水道事業につきましては、地方財政法に規定をしております公営企業として位置づけられてございます。地方公営企業法の規定を適用してございますので、事業活動を営む一つの企業体ということで一般企業と同様に消費税及び地方消費税を納める義務があるわけでございます。それで、国税庁が定める納税義務者の区分といたしましては地方公共団体等に当たりまして、4月1日から3月31日までの会計年度中が課税期間と、1年間ですけれども、そういうふうになってございます。

各年当年分の消費税につきましては、まず初めに概算にて9月ころに中間払いということで一時的にお支払いいたします。その後に確定申告期間が課税期間の末日の翌日から2カ月以内ということになってございますので、決定数値が確定次第、いわゆる3月31日ですけれども、数字が確定次第、年度をまたぎますけれども、6月ころまでに消費税額を計算し、それで過不足ありましたら、大きければ還付になってきますし、不足が生じれば新たに確定申告で納めるというようなことになってございます。上水道の30年度分の消費税につきましては、295万円ということで納入してございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今説明があったことは、決算書上どのようにして確認できるのですか。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

水道決算書の27ページの中段より若干下になりますけれども、項が営業外費用、目が雑支出、そして雑

支出の622万5,374円とありますけれども、この中に含まれてございまして、これにつきましてはただいま申し上げました、この中身でございまして、これにつきましては平成29年度の確定分と、あと30年度の間分ということでお支払いをしております。なお、最終的には30年度につきましては、決算のほうでございまして、30年度につきまして先ほど295万円ということでご答弁させていただきましたけれども、こちらにつきましては平成30年9月に一度中間納付687万円ということで納めていただきました。最終的に精算いたしますと逆に、31年6月になりますが、31年度になりますけれども、392万円還付になって差し引き295万円ということになってございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今の説明でちょっとその入り繰りがわからないのですが、最終的に水道事業会計の消費税というのは295万円だったという説明だったのですか。年間ですか。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

30年度分、30年の4月1日から次年度の3月31日までの数字を精算したのに対して最終的に還付を精算しましたところ、295万円ということでございます。295万円でございます、30年度分。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） すると、今の説明だと、この295万円を0.08で割れば、8%で割ればその水道料収入が出てくるはずですよ、水道料として上がった。その数字は確認できますか。検算できますか。要するに私がお尋ねしたいのは、料金に8%というか、ものを掛けたのが295万円だというふうにしてどうして確認できるのですかということをお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

30年度の水道事業の確定申告につきましては、数字になりますけれども、課税対象額といたしまして3億1,151万9,000円になるようでございます。これに対します消費税額が2,017万3,000円になります。仕入れの税額控除額、控除の調整額1,784万3,000円を引いた差額233万円を消費税額と計上しております。そして、この消費税額をもとに算出されます地方税額が62万円、これ足されてきます。プラスになります。そして、その消費税額トータルが295万円ということになってきます。消費税と地方消費税を合わせた分が295万円ということでございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 単純に我々が買い物するように、これだけの水道料を払ったからその8%が、税務署に納められる金額が295万円なのだという、そういう簡単には、何か今の説明ではとても検算できないですけれども、そういうことで間違いはないですね。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） いただいた消費税と支払った消費税の差額分を、まずわかりやすく言いますと、お支払いをするというような形になってございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） とにかくその8%は、町民から水道料の中に含まれている消費税としていただい

たものは間違いなく、これはもちろん国税ですから、税務署のほうに納められているというふうに伺ったことにしますというか、そういうふうに理解します。そこはそうでない例が世の中にはまれにあるという話も聞くので、こういう話を一度確認しておく必要があると思ってお尋ねしたのです。

それでは、次の質問に移ります。先ほど前の俊太郎委員の質問にも出てきた給水停止に関して私もお尋ねします。昨年度の、30年度の給水停止の実績をお知らせいただけますか。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

昨年度、平成30年度の給水停止実績ということでございますけれども、昨年は4月に8世帯、6月に7世帯、8月に10世帯、12月に13世帯、合計38世帯の給水停止ということで作業をさせていただいております。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） その38という数字が上がってきたわけですが、これも私は、先ほど町長は就任してすぐの仕事が給水停止だというふうに胸を張っておっしゃったのですが、私はそういうものではないだろうというふうに思います。給水停止というのはいわば、今回の千葉の災害なんかでもまず生命線としてテレビに出るのは電気と水道ですよ、まだ通じないと。これは、まさしく生命線であるから、あのようにして事件としてテレビなんかにも真っ先に出るのだと思うのです。実際我々の生活、水をとめたら本当にもう生活を維持するのが大変です。そういう意味でまさしく生命線だということだと思うのですが、実はこのことは全員協議会の場でも1度当局側のほうから説明は受けていまして、ただ私そのときちょっと気になったのが給水停止をかけたらずぐ払ったというふうな言い方が、言い回しのところが非常に気になりました。その前に当然ありました。医療なり福祉なり、そういう関係の部門と連絡をとって、その上で給水停止を行うのだという説明はあったのですが、ただ全員協議会の場での説明が、最後のところがどうもちょっとそういったふうには聞こえなかった、そこは十分やっているということが強調されなかったものですから、きょう改めてその確認したいと思って聞きます。この給水停止、全部で38件あったわけですが、その38件給水停止に至る前には当然不払いの期間とか、そういうことでそれからそれを一回まず督促をするのでしょうか。それで払って、その件数が減ると。それで、その残った数が38という理解ですよ、最終の給水停止までかけたという。それで、38件給水停止をかけて、その結果どうなったのです。例えば何日以内に払って給水を再開したとか、そういったふうなことは、その辺のあれはどうだったのですか。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 給水停止の関係のご質問でございました。まず、水道使用料の未納者の方に対しましては、ただいま委員のほうからもお話ありましており督促、そしてその後催促、そしてそのほか電話連絡等させていただいております。あわせて自宅訪問等もさせていただきまして水道料金をいただいているというようなことで対策を講じさせていただいております。なお、滞納者の方に対しましては、これまでも今お話ししたとおり、給水停止等によりまして納付を行っていただいているというようなこととございます。また、完納が難しい方に対しましては計画納付、計画的にまず当月分のほかに滞納分につきましては少しでもお金が、滞納分が減りますようにということで滞納計画を出していただいております。ただ、未納者が、今委員のほうからお話ししたとおり、生活保護者世帯とか、あとひとり暮らしの高齢者、

そして小さいお子様がいるご家庭につきましては、福祉サイドとの調整を図りながら生活状況の把握、確認させていただいた上で柔軟にまず対応をさせていただいているというような状況でございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私が聞きしたかったのはその最後の部分なのです。やっぱりそういう生命線である水道を断つというときは、やっぱり相手の、それぞれ水道料金払えないというのだから、それなりのそれぞれの事情が必ずあるはずなのです。それは、中にはこれはもう給水停止やむを得ないというのがこのようにして38件はあったかもしれませんが、だからそういう調査を十分にした上で給水停止という最後の手段を使うようにしてもらいたいということなのです。給水停止をかけるのもさっき話した時田博機なのです。町長が給水停止をかけるのでしょうか、相手にそういうのをするとき。だから、結局時田博機がやることになるのです、給水停止は。だから、最後のそういう物騒なものを振り回すときには本当慎重に、町民の方一人一人の生活に思いをめぐらせてやっていただきたいというのが私のお話したいことです。おわかりいただけましたか。

以上で終わります。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 佐藤光保委員に答弁を保留しておりました先ほどの諮問の件でございます。諮問書を見ますと、教育委員会教育長、那須栄一の名前で適正審議会の会長宛てに諮問しております。答申も同様に会長から教育長宛てに提出をされております。この件につきましては、特に同じ者から同じ者に文書のやりとりということで問題はないわけですが、行政報告84ページ、9番の記載につきましては、1行目の「遊佐町教育委員会から」となっておりますが、これは正確には遊佐町教育委員会を代表し、教育長からということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） それが普通なのです。ここに書いてある書き方がただ正確でないだけなのです。結構です。

委員長（齋藤 武君） 以上で4番、佐藤光保委員の質疑を終わります。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。

本来総務課長に質問したいところなのですが、ちょっと所管もダブるところありますので、初め町長のほうにお伺いすることになるかもしれません。監査委員の審査意見書、先ほどからずっと拝見していましたが、4ページのほうに町債の推移、町債の年度末残高等の記載がございます。それで、平成30年度の町債残高が一般会計で約81億4,800万円ほど。それから、特別会計のほうで54億3,500万円ほど。合わせまして135億8,400万円ほどですか、こういう状況にあります。それで、遊佐町の公共下水道は圃場整備事業が実施された以降に、当時菅原町長の時代だったかちょっと忘れましたが、計画になって、やっとことしの令和元年度で全てが終了すると、そんな状況だと理解しております。それで、この特別会計の54億何がしについては、やはり公共下水道の債務といいますか、それが大きいのかなと、そのように考えておるところでございます。それで、当然町債も俗に言う借金でございますので、これは一朝一夕には減らせるものではないとは考えます。ただ、ちょっと過去のいろいろな資料を見ますと、10年くらいの長いスパン

で見たときに前と比べてかなり減額されていると、そういう状況にあるのかなと、そのように私は理解しております。

それで、遊佐の財政状況等については余り勉強する機会もなかったのですが、昨年いろいろ議員報酬等に関する調査特別委員会の中で当時の土門勝子委員長から指示がありまして、ちょっと勉強して資料をつくってくださいという指示があつていろいろ資料づくりをしたことがあります。それで、その中でわかってきたことは、いろいろこれだけの債務といいますが、それはありますが、県内の35の行政体の中で見ますと、遊佐の財政状況は良好な状況にあると、そのように去年ですか、初めて勉強したというか、そんな状況でございますし、それからもう一つは監査委員のほうから出ました財政健全化審査意見書、これにおいても是正改善を要する事項については、平成25年からずっと是正改善を要する事項はないと、そんな報告が記載をされております。

それほどの状況の中で、ちょっと1つの、決算書から申し上げますと28ページの1款総務費の1項総務管理費、7の財政調整基金の積立金のところになりますが、財政調整基金積立金が約2億1,800万円ほど、それから減債基金積立金が1,713万円、あと庁舎等建設基金積立金が70万円ほど、このように決算されております。その前の平成29年度を見ますと、財政調整基金より庁舎建設等積立金のほうが当然多くなってございました。

それで、間もなく11月ころになればその新庁舎の工事が発注になると、そのように理解をしておりますが、質問に入りますが、ことしの予算書を見ましても財政調整基金に予定しますのは67万円ほどの予算しかございません。庁舎の財源は、一定のめどが立ってこういう決算並びに令和元年度の予算に移ったと思います。その辺の庁舎建設における財源のめど、決算も含めてですが、1点目、質問いたします。

それから、私が補正予算の委員長席にいたときに2番委員のほうからいろいろ質問あつた中で、人口減少が進む中で町民1人当たりの借入金減っているのだという、たしか総務課長だかの答弁がありました。それで、一応詳細の回答は結構ですので、町長のほうから今の財政状況等に関する所見等を伺えればと思つて質問させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） 総務課長が所管だそうですので、私から財政的なものといえますと、平成20年、自分が町長就任したときは一般会計、特別会計、元金と利息を合わせれば地方債は208億円ありました。ところが、平成30年度の決算で今皆さんにお示ししている記載では160億円まで減っているというのが、これ数字でありますので、48億円減っています。それから、基金ですけれども、平成20年当時、当時は人口1万6,478人いたのですけれども、12億円しかトータルではありませんでしたが、平成30年度では30億円。大まかに言えば18億円ふえていますので、借金48億円、基金プラス18億円といった場合66億円ほど財政負担、後年度負担は少なくなっているというような現状です。1人当たりで人口で割ってみました。町民1人当たりの実質の負担額、国負担を除けば平成20年で38万7,631円。その当時の基金は、1人当たりたしか6万4,356円しかなかったのです。今、10年後には1人当たりの負債は22万6,279円で、人口で1人当たりの基金はというと20万2,555円ですから、人口が減っている割には1人当たり借金と基金の差額が2万4,000円までないという形ですから、非常に庄内地方では健全化しているというのは思います。ただ、一部の方からは、そんなに財政ばかりよくして、やっぱり事業が発注が少ないということが、もう少し町の経

済を考えたら、もっと借金しても事業を進めたほうがいいのではないかとおっしゃる方もいらっしゃいますが、要は庁舎をこれから建てるというのは、ことしの予算は今の予算で発注できます。なぜなら前払い金を4割出せばいいわけで、ただ残りの6割は多分来年の予算に組まなければまずいでしょうし、そのときに国から22.5%の支援もあるという制度ですから、実際はまだ基金もそんなに使っていない、6億円のうちまだ1億円ぐらいしか使っていないわけです。今年度の予算で。総額でいけば16億円、元利償還であるのでしょうけれども、まだ実際の基金の取り崩しは余りしておりませんので、来年、1億2,000万円ぐらいですか、30年度。蓄えてきた分6億円あるわけですから、それらは1億円ぐらいはやっぱり現庁舎の解体等も想定しなければまずいでしょう、これ全く補助金多分ないと思うので。それら等考えれば、5億円を投入すれば何とかできるのかなと。そんなに後年負担いっぱいかけなくても、華美な、町民から役場は立派過ぎて、我々の建物より余り立派過ぎるということを言われたいようなものをつくれれば、機能的なものをつくれれば財政的にはそんな悪化することなく将来的にも運営できるような体制がやっとなるところまで来たなというのが感想です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） すみません、答弁いただきまして。

それでは、所管でない部分の最初、地域生活課長のほうに質問させていただきます。49ページ、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の13節委託料の中の八ツ面川保全池水車解体作業委託料8万6,400円、これについて多分老朽化によるものであろうかなと思いますが、経過等について説明をお願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

八ツ面川保全池水車解体作業委託の8万6,400円の経過ということでございました。この水車につきましては、平成5年から平成10年まで実施いたしました県営八ツ面川地区水環境整備事業に合わせて設置されたものでございます。この水車につきましては、経年劣化ということでこれまでも10年前に1回補修をかけてございます。その後28年12月と29年3月にも軸部の交換など修理を施してきたところでございます。しかしながら、平成29年度の厳冬、冬期間でございますけれども、冬場におきまして主軸が破損いたしまして、水車全体も楕円形に変形してしまったということで、原状回復が難しい状態になったということで八ツ面川の組合の皆さんとも相談させていただきながら、30年の7月に撤去をさせていただいたところでございます。なお、新たな水車でございますけれども、今年度予算をいただいております。年度初めに工事既に発注いたしまして、5月下旬にこれも八ツ面川の組合の皆さんが見守る中、新しい水車が設置完了してございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） ちょっとここで質問にはふさわしくないことを発言させていただきますが、実は9月の15日の日に鈴木康之さん、逝去されたようでございました。実は八ツ面川は、小水力発電の平津のところからそれこそ通って、終末処理場の岡田のところまで延々と続く八ツ面川でございまして、私が前聞いたのは平津の付近がヤツメウナギのように曲がっているような水路だったということでそんな名前がついたのだということで、地域の理事から、本当かどうかわかりませんが、そうだという話。それで、そ

んないわくも聞いたことがある状況でございます。そんな中で、パイプラインだったことによってこの水路が水が流れなくなるという状況もあった中で、上長橋から旧TDKまでの間、これをどうするのだという計画が出た中で実は鈴木さんが一緒に活動して、月光川の魚出版会という中で遊佐病院のところからもイバラトミヨが発見されたと。そんなことで私としてはちょっと逆の立場で大変苦労したのですが、実は当時月光川土地改良事務所があって、その中で町内出身の課長さんがいらっしゃいました。その方といういろいろやる中で、鈴木さん非常に厳しい意見を持っていろいろ発言をする方でもございました、このことに関しては。そんな中でこの水環境整備事業、このように立派になったわけですが、正直言えば水が不足するというのでたしか井戸も掘ったはずでございます。そんな鈴木さんの努力があって遊佐高でも研究発表とかたしかしたこともあると思っておりますので、ちょっとこの場をかりて鈴木さんに哀悼の意を表したいと、そのように思っております。

それでは、続きまして68ページになります。一番下のところに交通安全施設整備工事費ということで246万240円でございます。私が自宅から遊佐のほうに向かってくるとき、当然町道のほうに出るまでの間ですが、最近若干光景が変わりました。というのは、延々と続く砂丘地の砂防林、緑がずっと続いていたのですが、ある1カ所だけぽつんとなくなってしまったといいますが、というのは当然高速道路が来ることによって砂防林が伐採されまして、反面その砂を使ってJRの羽越線のところまで丸子からかなり盛り土が進んでございます。あわせて丸子から県境までの間は高架橋でいくということで計画されておりますが、先日のある新聞を見ましたら、来年の3月の25日までの工期でこの設計委託の発注になったようでございますので、丸子から県境区間までの一定の進歩がこれからあるのかなと、そう思っている状況です。そんな状況の中でちょっと地域生活課長からいただいた資料を見ますと、遊佐町の中には道路の総延長どのくらいあるのかなと思ったら351キロ、国県道、町道含めてあるそうです。その中で町道が約248キロで7割が町道であると。それで、町道の中でも1級、2級、その他の町道がありますが、1級町道が10路線ということでございます。それで、行政報告書の76ページに載っておりますが、この決算書の246万円はセンターラインとか道路標識、ガードレール等の設置だと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君）　ここで7番、菅原和幸委員への答弁を保留し、午後3時まで休憩いたします。

（午後2時41分）

休

憩

委員長（齋藤 武君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時）

委員長（齋藤 武君）　先ほど7番、菅原和幸委員への答弁を保留しておりましたので、答弁を求めます。

　　島中地域生活課長。

地域生活課長（島中良一君）　お答えいたします。

交通安全施設整備工事の内訳、使途ということでございましたけれども、昨年度、30年度の決算額は246万240円でございます。その内訳でございますけれども、昨年度の内訳になりますけれども、青葉台団地前の町道のガードレールの設置、2カ所目が西浜あぼん前の区画線、そして高瀬地区、下当地内のガー

ドレールの設置、そして4か所目が地抜川の転落防止の高欄の工事ということで4カ所昨年度工事を実施したところでございます。例年この予算につきましては、交通安全施設に特化した区画線、ガードレール、道路標識、デリネーター、縁石などの道路附属物についての交通安全施設ということで工事のほうを執行させていただいております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、改めて質問しますが、町道が248キロほどあるという中で、先ほど言ったとおり1級町道、2級町道、その他の町道があるわけですが、私の認識では1級町道は全て幅の広い道路だと思っておりますが、先日課長とお話ししましたらそうではないと、そんな状況もありましたが、町道のうちセンターラインが引かれている割合というのはおおむねどのぐらいの割合なのでしょう。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

現在遊佐町におきますセンターラインの引かれている道路延長ということでございますけれども、大体おおむね32キロ程度になってございます。割合にしますと、町道の総延長248キロでございますので、約13%ということになります。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 先ほど答弁いただいた中身の交通安全施設整備工事の推移は先ほどいただいた内容ですが、行政報告書の中で平成25年から30年まで拾い出しますと、区画線と書いている記載のある箇所といいますが、それを見ますと平成25年で120万7,000円ほどで、平成30年度で64万8,000円くらいと波があるようですが、このセンターラインの線引きについては発注といいますが、そういう決定の基準はあるのでしょうか。例えば計画的に実施されているのか、その点お伺いします。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

センターライン道路の線引きする基準がございます。遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例等がございます。車線の幅員がこの条例の中に規定されてございます。2車線道路につきましては、センターライン引ける道路ですけれども、車道の幅員が片側2.75メートル、両側で5.50メートル。また、路肩も必要でございますので、路肩につきましては両側に0.75、いわゆる75センチですけれども、75センチずつ確保できる道路と。いわゆる $W = 5.5 (7.0) \text{ m}$ と書いてございますけれども、この道路がセンターラインを引ける道路ということになってきます。しかしながら、車線が5.5メートル以上の幅員であればセンターラインを必ず引かなければならないということではございません。といいますのは、例えばですけれども、現場でございますけれども、下当から山崎に向かう高瀬小学校への通学路、そして藤崎小学校前の町道につきましては、道路幅員としては十分2車線を確保する幅員あるのでございますけれども、通学児童の歩行者帯を広げるために路肩幅員を幅広く設けてございます。そのため車道幅員を5メートルまで絞った形で外側線を引いてございます。また、センターラインを引くことによりまして、車両の走行速度が上がる傾向にございます。そのため、住宅が密集しています集落内につきましては、あえてセンターラインを引かな

いという場合もございます。

区画線の整備についてということでございました。区画線の設置につきましては、年数が経過しましてラインが薄くなった箇所、特に小学校や中学校などの学校周辺の整備をまず最優先に整備させていただいております。次に、交通量の多い幹線道路について整備を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 約13%の町道がセンターライン引いているということで、実は聞こうと思いましたが答弁されてしまいました。小学校付近についてはやはり路側帯というのでしょうか、児童が歩く部分については白く、かなりはっきりと線を引かれているのが高瀬地区の状況であります。最近道路走っていると、対向車が来たときに、どうも中央線を走ってくる車が時々目立ちます。それで、その場合脇に寄って待っていますと、ほとんど高齢者の方が我が道を行くというような形で真つすぐ来るような、本当にそういう場合が、遭遇する場合がございます。その場合脇にとまって見ているのですが、何で私がこんな質問するかというと、最近の車はセンターラインをはみ出すと警報が鳴ると、私の車はついておりませんが。先日の一般質問で3番議員の佐藤さんがいろいろおっしゃっていましたが、実は下当から、スーパー農道の鳥居のところから升川の目倉神のところまで道路をつくった経過はわかるのですが、かなり薄くてセンターラインがございませぬ。実は私の家族の車がそういう機能ついていたものですから、ちょっと貸してということで運転してみましたら、やはりセンターラインが引いていないと音が鳴らないと、警報が鳴らないということでございました。正直言えば60キロくらいになって初めて作動するのだそうで、40キロでは作動しないのだそうです、ちょっと聞いたところ。ですから、法定速度以上で走れば反応するのだと思いますが、基本的に私が申し上げたいのは、安全面のことを考えればやはり計画的に、幹線的なスピードの出しやすいところは、先ほどお金かけるところはかけるという町長のお話ありましたが、そういう幹線的な道路はそういうものを計画的に実施したらどうかということをあえてここで申し上げましてこの質問は終わります。

続きまして、65ページになります。商工費の商工費の観光費になります。15節の工事請負費のところ、それでここに観光施設整備工事費三千六百何がしがございまして、ここの決算書に載っていないことを申し上げますと、当初予算、ここで4,422万円というのが当初でございまして、ことしの3月補正で400万円減額になってございます。これは、当時の説明では丸池様のバス用駐車場工事費として、農振除外等の計画が進まない状況になったと、そういうことで予算減額をするというようなことでもございましたが、これを担当のほうにすると所管になりますので、ちょっとここの決算ではないのですが、ちょっとお尋ねしますが、産業課長のほうにお尋ねしますが、この減額補正する際に農振除外、それから転用申請の関係で、駐車場ではという私の思いもあったのですが、当然農業委員会のほうにも協議の相談等あったと思いますが、その辺についても産業課長のほうで答弁いただければありがたいのですが。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

産業課サイドとしては、丸池様のほうに観光客の方がたくさんいらっしゃるということで駐車場的なものが必要だというようなお話を聞いております。駐車場にする場合には転用許可申請が必要なわけであり

ますので、県のほうにも確認をしております、農地の場合は駐車場に転用することについては許可がないということがございました。農業施設等の建設についての申請でございましたら農地転用も可能であるのですけれども、農業サイドとしては優良農地をそういうものには転用できないというようなことで回答がございましたので、あの辺の駐車場的な整備をする場合には、町道が通っていればその町道認定をしていただいて、町道の延長としての駐車場整備であれば可能なのではないかなというふうなお話をさせていただいております。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、今丸池様の付近で小山崎遺跡がありまして、ことし文化庁のほうに具申というのでしたっけ、具申をされたというふうに聞いております。実はおとといまでの総務厚生常任委員会の中で胴腹滝と丸池様のところにカウンターをつけたと、何人通ったかわかるカウンターを。ちょっと首をかしげたのですが、その数値によりますと、企画課担当に聞きましたら4月から8月までで町民の倍に当たる2万9,000人が丸池様でカウントになったと。首をかしげたのですが、一応それは間違いはないということでした。決算の場で言うのは申しわけないのですが、多分町道等の道路計画であれば意外とスムーズに農振除外等ができると思います。地域生活課長にその辺の考えをお伺いします。私的には、県道のそばにサケの採捕場ありますが、あそこから橋を渡って箕輪に行く道路、あそこの橋の間はまだ現道のままで一切手をつけていないという状況ですので、あそこだけではなくて全体的な道路の町道計画を持って立ててもいいのかなと。例えば県道の終わっているところから、それこそ丸池様、小山崎遺跡のほうに行くような道路計画であれば意外と通りやすくなるのかなという勝手な思いもしておりますが、その辺について改めて地域生活課長、何かお考えがございましたらお願いします。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 丸池様、小山崎遺跡に至る道路計画ということでした。まだ具体的にこのような計画は立ててございませんけれども、私なりにはこのルートがいいのではないかなということでも心の中にしまっているルートはございますけれども、まだ誰にも話はしていませんけれども。例えばですけども、升川の孵化場のあたりから、あの辺から高速道路と平行に新しく道路を切って、今の箕輪の孵化場に行くところに新たに道路を切って十字路を切ると。すると、直孵化場のほうに入れる道路線形もいいのではないかなというふうに私なりに思っていますけれども、まだ自分だけの構想ですので、まずそのような形でお話しさせていただきます。

先ほど駐車場の整備関係ということでお話いただきました。農振関係ということで所管の企画課のほうからも農振担当の産業課、そして道路担当の地域生活課ということで、3者において協議をしたいということで企画課のほうからはお話を頂戴してございます。農振サイドのほうでは、駐車場であれば農振解除は難しいというただいまの産業課長のご答弁でございました。駐車場目的での転用は難しいということであれば、例えばでございますけれども、道路敷きの一部として大型車が回転できる回転場とか、または道路敷きの一部としての待避所という形で整備を図れば計画が前進するのを含めて、この辺まず3者にてご相談をさせていただきたいなというふうに考えてございます。また、現地見ますと孵化場に至るところに小さい河川、小河川、小さい河川ですけども、ございます。小河川をまたぐ幅員狭小の床板橋も架設されているようです。かかっているようでございます。この橋につきましても大型車通行に耐え得る強度

があるのか、その辺も懸念がされます。また、幅員も狭いので、幅員拡幅も含めまして大型の例えばボックスカルバートの敷設、そして進入角度、角度もあるようでございますので、進入角度も含めまして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 前も申し上げましたが、県道がまだ未着工の区間あります。個人的な考えで大変いい路線だと思いますので、ぜひぜひ実現に向けて進めていただければと思います。

次の項に移ります。70ページになります。土木費の河川費、河川総務費の19節になります。そのところに月光川水系環境保全補助金140万円、これに載ってございますが、これは平成30年からたしか予算化になって、令和元年度も同額予算化になっております。経過を見ますと、国は大体30円くらい平米かかるというような当時の説明もありましたが、はっきり言えば月光川水害予防組合の関係では対応できないというような、限度があると、そういうことでこれ予算化したと思って聞いております。それで、実は建設業の方々が主にこれ受注されている部分あると思います。ある会合に町長、議長、私の文教産建常任委員長の立場で出たときに、ちょっと厳しい、非常に大変だと、そんな発言も聞いております。その辺について地域生活課長、何回もすみません、もう一度答弁いただければなと。

委員長（齋藤 武君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

月光川水系環境整備補助金の140万円ということでございます。これにつきましては、例年河川の環境整備を図るため、7月の全町美化運動に合わせまして町内に存します月光川水系の河川の草刈りを業者の皆さんにお願いしているところでございます。草刈りに要する経費につきましては、ただいま委員のほうからおっしゃったとおり、月光川水害予防組合の予算のほうで支出をしてございます。草刈りの単価につきましては、平成29年度までは1平米当たり10円をお願いをしていたところでございます。業者の皆さんからも労務費、そして油代のアップということで単価を上げていただきたいという声が多くございました。まずは平米当たり2円のアップということでございましたけれども、月光川の水害予防組合予算では賄えないということで、その分につきましては今年度より2円アップ分ということで140万円を一般会計のほうからお願いをさせていただいたところでございます。なお、県からも草刈り補助金として月光川の水害予防組合会計のほうに、全体経費の一部ではございますけれども、208万2,000円県のほうからも頂戴してございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） なかなか先ほど申した会議の中では、建設業の方々のボランティアもいろいろ限度があるというような厳しいお言葉をいただいたこともありましたので、やはりかなりどこの河川も最近荒れております、草ぼうぼうになっておまして。その辺については適切に対応していただければなと、そう思います。

それでは次に、産業課長並びに農業委員会の局長の立場のほうに質問させていただきます。51ページになります。中段辺に6款の農林水産業費の1項農業費、1目の農業委員会費の1節で報酬がございまして。

決算額で394万5,800円、間違いなければたしか16名農業委員の方がいらっしゃる記憶をしておりますし、今11月末で任期を迎えて、先日の遊佐町のホームページを見ますと新しい方の名簿が載っておりますが、基本的には団体の推薦、それから農業者等の推薦と、あと自分で応募する、3つの構成で選任をするという規則があるようです。そんな中でこの下のほうに費用弁償が48万8,130円、昨年の平成29年を見ますと約10万円ほど多く費用弁償がかかっております。この農業委員会の報酬の基準といいますか、何人くらいでこの額になったのかと、この費用弁償、増額の部分について質問させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

初めに、51ページの農業委員会委員報酬394万5,800円の内訳ということになりますけれども、こちらは会長以下、先ほど委員おっしゃられた農業委員16人分ではありますが、報酬の内訳としては会長の報酬が年間で33万1,000円、会長代理が25万4,800円、そのほかの14人の委員については年間で24万円、これの合計として394万5,800円という形になってございます。

それから、費用弁償の高額になった要因でありますけれども、平成30年度につきましては費用弁償から支払っている東北・北海道農業活性化フォーラム及び先進地視察ということで北海道のほうに農業委員11名参加をしております。その方々、打ち切り旅費で2万円支払いをしておりますので、通常よりこの項は22万円ほど増額になったという形になってございます。そのほか全国の会長会議や全国大会、それから女性の農業委員のシンポジウム等が東京都で開催をされておりましたので、そちらに1回当たり4万円ほど交通費が出ております。その件で16万円。そのほか費用弁償的なものを町内等で支給したものが10万6,000円ございますので、総額で41万4,000円ほどになっております。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 私がちょっと聞いた話で申しわけないのですが、ことしの6月の農業委員会の会議の中でこれに関するような、報酬等に関するような要望が会議の中で出たというようなことを聞いたことがございます。これは事実かどうか、私は確認しておりませんが、報酬等についても議員の場合は特別職に関する条例の中で去年からことしにかけてあったわけでございますが、適正な報酬等について今後とも委員会、どの所管になるかちょっと私も確認をしておりますが、検討をしていただければなと、そう思っております。

次に、58ページになります。一番下のところでございますが、農林水産業費の林業費の1目の林業振興費、19節になります。大変またないものを申し上げて申しわけないのですが、平成30年度予算ではここに森林整備地域活動支援交付金というのが114万円ほど計上されておりましたが、ことしの3月補正で見込みがないということで皆減になりました。ただ、ことしの令和元年度予算を見ますと、また同額計上になっているようです。この皆減になった、決算書は出てこないのですが、全部落としたという背景について産業課長に質問します。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

お答えをする前に、先ほど答弁の中で費用弁償の額を間違えて消費費の額を言ってしまいました。費用弁償の額は48万八千何がしということですので、訂正していただきたいと思っております。

今のご質問の森林整備地域活動支援交付金でありますけれども、こちらのほうは森林整備の集約化を目的といたしまして、森林法第1条に基づく森林の経営計画を立てるための森林の調査費用等を事業主体に補助しているというものでございまして、交付の額は経営計画を立てる面積、ヘクタール当たり3万8,000円ということで上限が114万円、30ヘクタール分という形になっている制度でございます。これについては、国が2分の1で県が4分の1、町が4分の1ということで補助しているものでありますけれども、実はこの森林計画については町のほうが事業者にあっせんをして計画を策定しているわけではございませんで、事業主体が自主的にその事業主体の経営のために森林の整備を行うというような計画でございます。その上でこの交付金、森林での計画を立てる際に森林の調査費用を補助しているものでありますけれども、平成30年度については平成29年度のときに事業主体のほうからその意向に沿った予算を計上しておったところでございますが、平成30年度にその経営計画を立てる予定であった場所の中で、その中に含まれている複数の個人所有者の方の同意が得られなかったということで、その計画自体が遂行できなくなった経過がございます。その関係で経営計画はできなくなったということになりまして、3月に減額補正をさせていただいたところでございます。今年度の令和元年度につきましても同額の上限の114万円を計上しておりますけれども、現時点で予定されているものについては北庄内森林組合の18ヘクタール分の68万4,000円ということになってございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） わかりました。

時間も押してきましたので、ちょっと先に進みます。産業課長、もう一点、商工費の商工費、4目の企画開発費の19の中に、ページ数でいくと66ページになります。一番下のところに中小企業技術者養成補助金224万9,594円、これにつきましては当初予算で120万円、それから9月、12月、3月補正でそれぞれ60万円、40万円、100万円を補正して、約倍ほどの補正をしてございます。本年度予算にも9月補正で決定したところで80万円ほど補正しておりますが、かなり需要があるようですが、これについてどう評価されているか伺います。

委員長（齋藤 武君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この町の中小企業技術者養成補助金につきましては、企業に勤める方々が資格取得をする場合に補助しているというものでございますけれども、非常に企業の皆さん方からは喜ばれている事業ということで、毎年200万円超の支出をしているところでございます。私どもとしても当初予算についても200万円程度計上していきたいところではありますが、予算編成の関係からこの分はどうしても半額程度に最初は計上になってしまうということになっております。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 時間も押してきましたので、教育課のほうに移ってまいります。80ページになります。10款の教育費、1項の教育総務費、7目の通学対策費の11節の需用費になります。その中に燃料費ということで785万8,149円とございます。これ当初予算組む段階だと思います。自分の予算書のメモで当初予算780万円に3月で50万円ほどプラスして、これはスクールバスの年間の油代だ、燃料費だということで、何か6万5,000リッターということで自分の予算書にメモしていますが、これから入っていく現在の

スクールバスの構成は、ちょっと間違っていたら訂正お願いしたいのですが、大型が3台、中型が6台、小型が1台と理解をしておりますが、このバスについては間もなく更新の時期に来るバスがあるのかお伺いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） バスのまず燃料費につきましては、補正させていただいた件でございます。当初リッター当たり115円で購入しておりましたが、間もなく123円と8円、いわゆる7%ほど値上げされまして、最終的に不足するという見込みが立ちましたものですから、50万円の補正を3月でさせていただきます。

それから、バスのほうでございますが、バスの台数につきましては、おっしゃるとおり大型3台、中型6台、マイクロバス1台の10台で運行しております。路線につきましては9路線ございまして、中型1台につきましては、車検とか定期点検が頻繁にございますので、その予備ということで残しています。

それから、そのバスの経過年数ですが、ちょっと手元の資料が見つかりませんので、後ほどお願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 何で更新の時期があるかという質問をしましては、当初予算の説明段階で580人ほどの児童生徒が乗車可能な台数が今の台数であると、そう説明を受けた状況でございます。それで、令和元年度の遊佐中学校の生徒が311名、児童を加えますと833名ほどことしの生徒児童数になるようです。大体私のお話すること想像できると思いますが、今開校準備委員会のほうでいろいろ検討を加えるわけですが、バスの台数等も当然不足になるということもあろうかなと。そんな中で更新の来るバスもあるのであれば、それなりにお金もかかるのではないかとということでちょっとこのことについて質問させていただきます。ありますか。すみません。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 大変失礼いたしました。バスで一番古いものは平成13年度に購入しております。平成26年度、産業課のほうから移管になりましたマイクロバス、これが一番古いと。次が平成19年度に購入しております中型バスということで、これも10年以上経過はしてございます。バスの更新につきましては、経過年度もさることながら修理の頻度、それから走行距離、こういったものを総合的に考慮いたしまして更新時期を検討しております。それから、新校開校に向けての乗車人数の増加に伴うバスの調達につきましては、振興計画、実施計画のほうに計画的に計上いたしまして不足のないようにしたいと考えてございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） そういうことで、それでは81ページ並びに83ページのところになりますが、教育費、1項の小学校費、あと中学校のほうでは3項が中学校費になりますが、この学校管理費の中に、付記のほうに燃料費、光熱水費ということの欄がございます。例えば小学校費では657万円の燃料費と、光熱水費が1,871万円ほど。この燃料費とはどれを指すのか、それから光熱水費とはどれを指すのか質問させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

燃料費の主なものは暖房用の灯油、それから光熱水費につきましては水道料金、それから電気料金となっております。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 当然想定したとおりの回答が来たところでございますが、ちょっと小学校並びに中学校の過去の実績を自分なりに調べますと、やっぱり中学校は大きいのが非常に大きくて、5つの小学校の経費よりかなりかかっているような状況にあると思います。

それで、あえてここで最後の質問としますが、今回先ほど言った暖房の費用のための燃料費ということでしたが、ことしの令和元年度、夏に学校にエアコンが導入になったわけですが、多分冷房だけではなくて暖房もできるのかなと、そう思っておりますが、例えば電気料はプラスになると思いますが、この燃料費等は当然減っていくのか、その辺お聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） おっしゃるとおり今回設置しましたエアコンにつきましては、冷暖房両方使えるというものでございます。ただ、暖房につきましては基本的には灯油のボイラーでの暖房ということで、臨時的に少し寒いかなというときには使うことも想定はしてございます。ただ、基本的には冷房ということになりまして、今年度は6月から8月分、3カ月分を比較しますと小学校で1校当たり5万円、中学校ですと11万3,000円ほど電気料金が高くなっているということでございまして、これは冷房分ではありますが、暖房についてはそれほど影響はないのかなというふうに考えてございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） エアコンつけたからといってこれは減らないということがわかりました。

一応時間ですので、私の質問はこれで終わります。

委員長（齋藤 武君） 以上で7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。

9月24日午前10時まで延会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時39分）